

目 次

第 1 節	商号の登記	1
第 1	商号の登記	1
第 2 節	未成年者及び後見人の登記	7
第 1	未成年者の登記	7
第 2	後見人の登記	1 1
第 3 節	支配人の登記	2 1
第 1	個人商人の支配人の登記	2 1
第 2	会社の支配人の登記	2 6
第 4 節	株式会社の登記	3 0
第 1	設立に関する登記	3 0
第 2	商号, 本店, 目的, 公告方法等の変更の登記	4 0
第 3	本店移転の登記	4 7
第 4	支店の設置, 移転及び廃止の登記	5 6
第 5	役員に関する登記	6 0
第 6	一時役員等の職務を行う者に関する登記	9 0
第 7	役員の職務執行停止及び職務代行者に関する登記	9 1
第 8	発行可能株式総数に関する変更の登記及び発行する株式の内容（種類株式発行 会社にあつては, 発行可能種類株式総数及び各種類の株式の内容）に関する登 記	9 4
第 9	株式の譲渡制限に関する登記	1 0 2
第10	単元株に関する登記	1 0 3
第11	募集株式発行等による発行済株式総数等の変更の登記	1 0 5
第12	株券発行会社に関する登記	1 1 1
第13	資本金の額の変更に関する登記	1 1 2
第14	株主名簿管理人に関する登記	1 1 3
第15	存続期間又は解散の事由に関する登記	1 1 4
第16	新株予約権に関する登記	1 1 7

第17	株式会社を持分会社とする組織変更の登記	1 2 4
第18	合併に関する登記	1 2 6
第19	会社分割に関する登記	1 3 3
第20	解散に関する登記	1 4 0
第21	清算株式会社に関する登記	1 4 4
第22	継続の登記	1 4 7
第23	清算終了の登記	1 4 8
 第5節 合名会社の登記		 1 4 9
第1	設立に関する登記	1 4 9
第2	商号、本店、目的、公告方法等の変更の登記	1 5 0
第3	本店移転の登記	1 5 0
第4	支店の設置、移転及び廃止の登記	1 5 0
第5	社員の加入、退社等に関する登記	1 5 1
第6	代表社員に関する登記（会社を代表しない社員がある場合に限る。）	1 5 5
第7	存続期間又は解散の事由に関する登記	1 6 0
第8	合名会社を合資会社（又は合同会社）とする種類変更の登記	1 6 1
第9	組織変更の登記	1 6 3
第10	合併に関する登記	1 6 5
第11	分割に関する登記	1 6 8
第12	解散に関する登記	1 7 0
第13	清算人の登記	1 7 1
第14	継続の登記	1 7 2
第15	清算終了の登記	1 7 2
 第6節 合資会社の登記		 1 7 3
第1	設立に関する登記	1 7 3
第2	商号、本店、目的、公告方法等の変更の登記	1 7 4
第3	本店移転の登記	1 7 4
第4	支店の設置、移転及び廃止の登記	1 7 4
第5	社員の加入、退社等に関する登記	1 7 5
第6	代表社員に関する登記	1 8 1
第7	存続期間又は解散の事由に関する登記	1 8 1
第8	合資会社を合名会社（又は合同会社）とする種類変更の登記	1 8 2
第9	組織変更の登記	1 8 4
第10	合併に関する登記	1 8 6

第11	会社分割の登記	188
第12	解散に関する登記	190
第13	清算人の登記	190
第14	継続の登記	190
第15	清算終了の登記	190
第7節 合同会社の登記		191
第1	設立に関する登記	191
第2	商号、本店、目的、公告方法等の変更の登記	192
第3	本店移転の登記	192
第4	支店の設置、移転及び廃止の登記	192
第5	業務執行社員の加入、退社等に関する登記	193
第6	代表社員に関する登記	196
第7	存続期間又は解散の事由に関する登記	197
第8	合同会社を合名会社（又は合資会社）とする種類変更の登記	198
第9	組織変更の登記	199
第10	合併に関する登記	201
第11	会社分割の登記	203
第12	解散に関する登記	205
第13	清算人の登記	206
第14	継続の登記	207
第15	清算終了の登記	207
第8節 外国会社の登記		208
第1	初めて日本における代表者を定める登記	208
第2	日本に営業所を設置していない外国会社がその登記後、新たに日本における代表者を定めた場合にする登記及び日本に営業所を設置した外国会社がその登記後、新たに営業所を定めた場合にする登記	210
第3	日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転する登記	212
第4	日本に営業所を設置している外国会社がその登記後、他の登記所の管轄区域内に営業所を移転する登記	213
第5	日本に営業所を設置していない外国会社が日本における代表者の登記後に営業所を設置する登記	214
第6	日本に営業所を設置している外国会社が営業所を閉鎖する登記（日本における代表者全員が退任しようとするときを除く。）	215

第7	すべての日本における代表者が退任する登記	2 1 6
第8	公告の方法の登記	2 1 7
第9	日本における代表者の変更の登記	2 1 9
第9節 経過措置		2 2 0
第1	株式会社に関する経過措置	2 2 0
第2	特例有限会社に関する経過措置	2 3 6
第3	合名会社及び合資会社に関する経過措置	2 4 1
第4	外国会社に関する経過措置	2 4 4

第 1 節 商号の登記

第 1 商号の登記

1 商号新設の登記

商 号	甲野太郎呉服店
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
商号使用者の氏名 及び住所	東京都千代田区大手町一丁目3番3号 甲野太郎
営業の種類	呉服類の販売
登記記録に関する 事項	新設 平成19年10月 1日登記

2 営業所移転による登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

営業所	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u>	
	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	平成19年11月 1日移転
		平成19年11月 8日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地である場合

営業所	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u>
-----	--------------------------

登記記録に関する事項	平成19年11月1日東京都新宿区北新宿一丁目8番23号に営業所移転
	平成19年11月 8日登記
	平成19年11月 8日閉鎖

新所在地である場合

商号	甲野太郎呉服店
営業所	東京都新宿区北新宿一丁目8番23号
商号使用者の氏名及び住所	東京都千代田区大手町一丁目3番3号 甲野太郎
営業の種類	呉服類の販売
登記記録に関する事項	新設 平成19年11月12日登記

3 商号の譲渡又は相続による変更の登記

商 号	甲野太郎呉服店	
商号使用者の氏名 及び住所	<u>東京都千代田区大手町一丁目3番3号</u> <u>甲野太郎</u>	
	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号 丙野次郎	平成19年11月 1日譲渡 ----- 平成19年11月 8日登記

〔注〕 商号の相続による変更の登記については，原因項目を「相続」とする。

4 営業譲渡の際の免責の登記

商 号	甲野太郎呉服店	
商号譲渡人の債務 に関する免責	譲受人丙野次郎は譲渡人甲野太郎の債務について責に任じない	----- 平成19年10月 8日登記
商号使用者の氏名 及び住所	<u>東京都千代田区大手町一丁目3番3号</u> <u>甲野太郎</u>	
	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号 丙野次郎	平成19年10月 1日譲渡 ----- 平成19年10月 8日登記

〔注〕 会社が商号の譲受人である場合については，第4節株式会社の第2の1の(4)の例参照。

5 登記事項の変更による登記

(1) 商号を変更した場合

商 号	<u>甲野太郎呉服店</u>	
	甲野呉服店	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記

(2) 営業所を変更した場合（住居表示の実施）

営業所	<u>東京都新宿区柏木一丁目1番地</u>	
	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号	平成19年10月 1日住居表示実施
		平成19年10月 8日登記

(3) 商号使用者が住所を移転した場合

商号使用者の氏名 及び住所	<u>東京都新宿区北新宿一丁目1番1号</u> <u>甲野太郎</u>	
	東京都新宿区北新宿三丁目2番1号 甲野太郎	平成19年10月 1日移転
		平成19年10月 8日登記

(4) 商号使用者の住所を変更した場合（行政区画等の変更に伴う変更）

商号使用者の氏名 及び住所	<u>東京都新宿区北新宿四丁目 8 番 1 号</u> <u>甲野太郎</u>	
	東京都新宿区北新宿五丁目 1 番 1 号 甲野太郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日修正

(5) 商号使用者の氏名を変更した場合

商号使用者の氏名 及び住所	<u>東京都新宿区北新宿一丁目 1 番 1 号</u> <u>甲野太郎</u>	
	東京都新宿区北新宿一丁目 1 番 1 号 乙村太郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日氏変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

〔注〕 名の変更による場合の原因項目は「名変更」とする。

(6) 営業の種類を変更した場合

営業の種類	<u>呉服類の販売</u>			
	1 衣料品及び化粧品の販売			
	2 前号に関する事項			
	平成 1 9 年 1 0 月 1 日変更	平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記		

6 商号廃止の登記

登記記録に関する事項	平成 2 0 年 4 月 1 日商号廃止 平成 2 0 年 4 月 8 日登記 平成 2 0 年 4 月 8 日閉鎖
------------	--

7 商号登記の抹消

(1) 抹消判決に基づき申請のあった場合

登記記録に関する事項	平成 2 0 年 4 月 1 日商号登記抹消 平成 2 0 年 4 月 1 日閉鎖
------------	---

(2) 商業登記法第 3 3 条の規定による場合

登記記録に関する事項	平成 2 0 年 4 月 1 日商業登記法第 3 3 条の規定により商号登記抹消 平成 2 0 年 4 月 1 日閉鎖
------------	---

第 2 節 未成年者及び後見人の登記

第 1 未成年者の登記

1 未成年者の登記（初めてする場合）

未成年者の氏名、 出生の年月日及び 住所	東京都港区白金台一丁目 1 番 1 号 甲野太郎 平成 2 年 5 月 1 日生
営業所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
営業の種類	食堂の経営
登記記録に関する 事項	新設 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記

2 営業所移転による登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

営業所	<u>東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号</u>	
	東京都千代田区大手町一丁目 3 番 3 号	平成 1 9 年 1 1 月 1 日移転
		----- 平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地である場合

営業所	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u>
登記記録に関する事項	平成19年11月1日東京都港区東麻布二丁目11番1号に営業所移転 平成19年11月 8日登記 平成19年11月 8日閉鎖

新所在地である場合

未成年者の氏名、 出生の年月日及び 住所	東京都港区白金台一丁目1番1号 甲野太郎 平成2年5月1日生
営業所	東京都港区東麻布二丁目11番1号
営業の種類	食堂の経営
登記記録に関する 事項	新設 平成19年11月 8日登記

3 登記事項の変更による登記

(1) 未成年者の氏名を変更した場合

未成年者の氏名、 出生の年月日及び 住所	<u>東京都港区白金台一丁目1番1号</u>	
	<u>甲野太郎</u>	
	<u>平成2年5月1日生</u>	
	東京都港区白金台一丁目1番1号 乙野太郎 平成2年5月1日生	平成19年12月 1日氏変更
		平成19年12月10日登記

〔注〕 未成年者が養子縁組等により氏を変更した例である。

(2) 営業所を変更した場合（住居表示の実施）

営業所	<u>東京都港区白金台一丁目1番地</u>	
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号	
	平成19年11月 1日住居表示実施	
		平成19年11月 8日登記

(3) 営業の種類を変更した場合

営業の種類	<u>食堂の経営</u>			
	1 食堂及び喫茶店の経営			
	2 前号に附帯する事項			
	平成19年11月 1日変更	平成19年11月 8日登記		

4 消滅の登記

(1) 営業許可の取消しの場合

登記記録に関する 事項	平成 2 0 年 4 月 1 日許可の取消 平成 2 0 年 4 月 8 日登記 平成 2 0 年 4 月 8 日閉鎖
----------------	---

(2) 未成年者の死亡による場合

登記記録に関する 事項	平成 2 0 年 4 月 1 日死亡 平成 2 0 年 4 月 8 日登記 平成 2 0 年 4 月 8 日閉鎖
----------------	--

(3) 未成年者が成年に達したため職権で抹消する場合

登記記録に関する 事項	平成 2 2 年 5 月 1 日職権抹消 平成 2 2 年 5 月 1 日閉鎖
----------------	--

第 2 後見人の登記

1 後見人の登記（初めてする場合）

(1) 後見人が個人の場合

後見人の氏名又は 名称及び住所	東京都中央区築地六丁目 2 0 番 6 号 甲野太郎
被後見人の氏名及 び住所	東京都中央区京橋二丁目 5 番 1 号 乙野次郎
営業所	東京都中央区京橋二丁目 5 番 1 号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する 事項	新設 平成 1 9 年 1 0 月 1 日 登記

(2) 成年後見人が法人の場合

後見人の氏名又は 名称及び住所	東京都中央区築地六丁目 2 0 番 6 号 株式会社甲野商店
被後見人の氏名及 び住所	東京都中央区京橋二丁目 5 番 1 号 乙野次郎
営業所	東京都中央区京橋二丁目 5 番 1 号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する 事項	新設 平成 1 9 年 1 0 月 1 日 登記

2 成年後見人の権限の共同行使に関する登記

(1) 成年後見人の登記と同時に権限の共同行使に関する規定を設けた場合

後見人の氏名又は 名称及び住所	東京都中央区築地六丁目20番6号 甲野太郎
後見人に関する事 項	甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を 行使する
被後見人の氏名及 び住所	東京都中央区京橋二丁目5番1号 乙野次郎
営業所	東京都中央区京橋二丁目5番1号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する 事項	新設 平成19年10月 1日登記

後見人の氏名又は 名称及び住所	東京都中央区築地六丁目20番6号 甲野花子
後見人に関する事 項	甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を 行使する
被後見人の氏名及 び住所	東京都中央区京橋二丁目5番1号 乙野次郎
営業所	東京都中央区京橋二丁目5番1号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する 事項	新設 平成19年10月 1日登記

(2) 成年後見人の登記後、権限の共同行使に関する規定を設けた場合

後見人に関する事項	甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を行使する	平成19年11月 1日設定
		平成19年11月 8日登記

(3) 権限の共同行使に関する規定を変更した場合

後見人に関する事項	<u>甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を行使する</u>	平成19年11月 1日設定
		平成19年11月 8日登記
	甲野太郎と乙野三郎は共同して後見人の権限を行使する	平成19年12月 1日変更
		平成19年12月10日登記

(4) 権限の共同行使の規定を廃止した場合

後見人に関する事項	<u>甲野太郎と甲野花子は共同して後見人の権限を行使する</u>	平成19年11月 1日設定
		平成19年11月 8日登記
		平成19年12月 1日廃止
		平成19年12月10日登記

3 成年後見人の事務分掌に関する登記

(1) 事務分掌に関する規定を設けた場合

後見人の氏名又は 名称及び住所	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎 事務分掌の規定 後見人甲野太郎が分掌する事務 仕入に関する事務 後見人甲野花子が分掌する事務 後見人甲野太郎が分掌する事務に含まれない一切の事項
--------------------	--

(2) 事務分掌に関する規定を変更した場合

後見人の氏名又は 名称及び住所	<u>東京都中央区築地六丁目２０番６号</u> <u>甲野太郎</u> <u>事務分掌の規定</u> <u>後見人甲野太郎が分掌する事務</u> <u>仕入に関する事項</u> <u>後見人甲野花子が分掌する事務</u> <u>後見人甲野太郎が分掌する事務に含まれない一切の事項</u>
	東京都中央区築地六丁目２０番６号 甲野太郎 事務分掌の規定 後見人甲野太郎が分掌する事務 営業に関する事項 後見人甲野花子が分掌する事務 後見人甲野太郎が分掌する事務に含まれない一切の事項
	平成１９年１２月　１日変更 平成１９年１２月１０日登記

(3) 事務分掌に関する規定を廃止した場合

後見人の氏名又は 名称及び住所	<u>東京都中央区築地六丁目２０番６号</u> <u>甲野太郎</u> <u>事務分掌の規定</u> <u>後見人甲野太郎が分掌する事務</u> <u>仕入に関する事項</u> <u>後見人甲野花子が分掌する事務</u> <u>後見人甲野太郎が分掌する事務に含まれない一切の事項</u>	平成１９年１２月　１日事務 分掌の規定廃止 平成１９年１２月１０日登記
--------------------	---	---

4 営業所移転による登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

営業所	<u>東京都中央区京橋二丁目5番1号</u>	
	東京都中央区銀座二丁目1番1号	平成19年11月 1日移転
		平成19年11月 8日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地である場合

営業所	<u>東京都中央区京橋二丁目5番1号</u>
登記記録に関する事項	平成19年12月1日東京都新宿区北新宿一丁目1番1号に営業所移転 平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖

新所在地である場合

後見人の氏名及び住所	東京都中央区築地六丁目20番6号 甲野太郎
被後見人の氏名及び住所	東京都中央区京橋二丁目5番1号 乙野次郎
営業所	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号
営業の種類	洋菓子の製造販売
登記記録に関する事項	新設 平成19年12月10日登記

5 登記事項の変更による登記

(1) 後見人が氏名を変更し又は住所を移転した場合

後見人の氏名又は 名称及び住所	<u>東京都中央区築地六丁目20番6号</u> <u>甲野太郎</u>	
	<u>東京都中央区築地六丁目20番6号</u> <u>乙村太郎</u>	平成19年10月 1日氏変 更
		平成19年10月 8日登記
	東京都中央区銀座四丁目1番10号 乙村太郎	平成19年11月 1日住所 移転
		平成19年11月 8日登記

(2) 成年後見人が商号を変更し又は本店を移転した場合

後見人の氏名又は 名称及び住所	<u>東京都中央区築地六丁目20番6号</u> <u>甲野信託株式会社</u>	
	<u>東京都中央区築地六丁目20番6号</u> <u>乙村信託株式会社</u>	平成19年10月 1日商号 変更
		平成19年10月 8日登記
	東京都中央区銀座四丁目1番10号 乙村信託株式会社	平成19年11月 1日本店 移転
		平成19年11月 8日登記

〔注〕 合併等により成年後見人の商号に変更があった場合には，原因項目を「合併による何某の商号変更」等とする。

合併等により成年後見人の本店が移転した場合には，原因項目を「合併による本店移転」等とする。

合併等により成年後見人の商号に変更があると同時に，本店が移転した場合には，原因項目を「合併による商号変更及び本店移転」等とする。

(3) 被後見人が氏名を変更し又は住所を移転した場合

被後見人の氏名及び住所	<u>東京都中央区京橋二丁目5番1号</u> <u>乙野次郎</u>	
	<u>東京都中央区京橋二丁目5番1号</u> <u>丙山次郎</u>	平成19年11月 1日氏変更
		平成19年11月 8日登記
	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号 丙山次郎	平成19年12月 1日住所移転
		平成19年12月10日登記

(4) 営業の種類を変更した場合

営業の種類	<u>洋菓子の製造販売</u>		
	1 洋菓子の製造販売 2 喫茶店の経営	平成19年10月 1日変更	平成19年10月 8日登記

6 消滅の登記

(1) 後見監督人の同意が取り消された場合

登記記録に関する事項	平成20年4月1日後見監督人の同意取消 平成20年 4月 8日登記 平成20年 4月 8日閉鎖
------------	---

(2) 後見人が辞任した場合

登記記録に関する事項	平成20年4月1日後見人辞任 平成20年 4月 8日登記 平成20年 4月 8日閉鎖
------------	--

〔注〕 後見人が解任された場合（民法第846条）は、「平成 年 月 日後見人解任」とする。

(3) 未成年被後見人が成年に達した場合

登記記録に関する事項	平成22年5月1日被後見人が成年に達した 平成22年 5月 8日登記 平成22年 5月 8日閉鎖
------------	--

(4) 成年被後見人について後見開始の審判が取り消された場合

登記記録に関する事項	平成20年4月1日後見開始の審判の取消し	平成20年 4月 8日登記 平成20年 4月 8日閉鎖
------------	----------------------	--------------------------------

(5) 被後見人が死亡した場合

登記記録に関する事項	平成19年12月1日被後見人死亡	平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖
------------	------------------	--------------------------------

〔注〕 後見人が死亡した場合は、「平成 年 月 日後見人死亡」とする。

第 3 節 支配人の登記

第 1 個人商人の支配人の登記

1 支配人選任の登記

支配人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 乙野次郎
商人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関二丁目 2 番 2 号 甲野太郎
支配人を置いた営業所	東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 3 号
登記記録に関する事項	新設 平成 19 年 10 月 1 日登記

〔注〕 商人が数個の商号を使用して数種の営業をするときは、「支配人の代理すべき営業」及び「支配人の使用すべき商号」をも記録する。

支配人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 乙野次郎
商人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関二丁目 2 番 2 号 甲野太郎
支配人を置いた営業所	東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 3 号
支配人の代理すべき営業	呉服類の販売
支配人の使用すべき商号	甲野太郎呉服店
登記記録に関する事項	新設 平成 19 年 10 月 1 日登記

2 支配人を置いた営業所の移転の登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

支配人を置いた営業所	<u>東京都千代田区霞が関三丁目3番3号</u>	
	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	平成19年10月 1日移転
		平成19年10月 8日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合

旧所在地である場合

支配人を置いた営業所	<u>東京都千代田区霞が関三丁目3番3号</u>
------------	--------------------------

登記記録に関する事項	平成19年10月1日東京都新宿区北新宿一丁目1番1号に支配人を置いた営業所移転	
		平成19年10月 8日登記
		平成19年10月 8日閉鎖

新所在地である場合

支配人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 乙野次郎
商人の氏名及び住所	東京都千代田区霞が関二丁目2番2号 甲野太郎
支配人を置いた営業所	東京都新宿区北新宿一丁目1番1号
登記記録に関する事項	新設 平成19年10月12日登記

3 登記事項の変更による登記

(1) 支配人の住所を変更した場合（住居表示の実施）

支配人の氏名及び住所	<u>東京都新宿区柏木一丁目1番地</u> <u>乙野次郎</u>	
	東京都新宿区柏木一丁目1番1号 乙野次郎	平成19年11月 1日住居表示実施
		----- 平成19年11月 8日登記

(2) 商人の氏名を変更し又は住所を移転した場合

商人の氏名及び住所	<u>東京都千代田区霞が関二丁目2番2号</u> <u>甲野太郎</u>	
	<u>東京都千代田区霞が関二丁目2番2号</u> <u>丙村太郎</u>	平成19年11月 1日氏変更
		----- 平成19年11月 8日登記
	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 丙村太郎	平成19年12月 1日移転
		----- 平成19年12月 8日登記

4 支配人の代理権消滅の登記

(1) 支配人が辞任した場合

登記記録に関する 事項	平成 20 年 4 月 1 日支配人辞任により代理権消滅			
		平成 20 年	4 月	8 日登記
		平成 20 年	4 月	8 日閉鎖

〔注〕 支配人が解任されたことにより代理権が消滅した場合には、「平成 年 月 日支配人解任により代理権消滅」とする。

(2) 商人が破産した場合

登記記録に関する 事項	平成 20 年 4 月 1 日商人の破産手続開始決定により代理権消滅			
		平成 20 年	4 月	8 日登記
		平成 20 年	4 月	8 日閉鎖

(3) 営業所を廃止した場合

登記記録に関する 事項	平成 20 年 4 月 1 日支配人を置いた営業所廃止により代理権消滅			
		平成 20 年	4 月	8 日登記
		平成 20 年	4 月	8 日閉鎖

〔注〕 営業を廃止したため支配人の代理権が消滅した場合には、「平成 年 月 日営業廃止により代理権消滅」とする。

(4) 支配人が死亡した場合

登記記録に関する 事項	平成 20 年 4 月 1 日支配人死亡により代理権消滅			
		平成 20 年	4 月	8 日登記
		平成 20 年	4 月	8 日閉鎖

〔注〕 支配人が破産手続開始決定又は後見開始の審判を受けたことにより代理権が消滅した場合には、「平成 年 月 日支配人破産手続開始決定により代理権消滅」又は「平成 年 月 日支配人後見開始の審判により代理権消滅」とする。

第 2 会 社 の 支 配 人 の 登 記

1 支 配 人 選 任 の 登 記

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地 甲 野 太 郎 営業所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
-----------	--

〔注〕 1 会社の支配人の登記は、本店所在地の登記所（外国会社にあつては、すべての管轄登記所）の登記記録における会社支配人区にする。

2 本例は、会社の設立と同時に支配人が選任され、その支配人選任の登記をする場合の例である。なお、会社の設立後に支配人を選任した場合は、次のとおり、登記年月日を入力する。

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地 甲 野 太 郎 営業所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	平成19年10月 1日登記
-----------	--	---------------

2 登記事項の変更による登記

(1) 支配人の氏名を変更した場合

支配人に関する事項	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地</u> <u>甲 野 太 郎</u> 営業所 <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	
	東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地 乙 村 太 郎 営業所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	平成19年10月 1日甲野 太郎の氏変更 ----- 平成19年10月 8日登記

(2) 支配人の住所を移転した場合

支配人に関する事項	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地</u> <u>甲 野 太 郎</u> 営業所 <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	
	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 甲 野 太 郎 営業所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	平成19年10月 1日移転 ----- 平成19年10月 8日登記

(3) 支配人を置いた営業所を変更した場合（住居表示の実施）

支配人に関する事項	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地</u> <u>甲 野 太 郎</u> 営業所 <u>東京都千代田区丸の内一丁目5番地</u>	
	東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地 甲 野 太 郎 営業所 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号	平成19年11月 1日住居表示実施 ----- 平成19年11月 8日登記

(4) 支配人を置いた営業所（支店）を移転した場合

支配人に関する事項	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地</u> <u>甲 野 太 郎</u> 営業所 <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	
	東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地 甲 野 太 郎 営業所 東京都千代田区丸の内二丁目10番2号	平成19年10月 1日営業所移転 ----- 平成19年10月 8日登記

〔注〕 同一登記所の管轄区域内における移転の場合も、他の登記所の管轄区域内への移転の場合も、同様である。

3 支配人の代理権の消滅の登記

(1) 支配人が辞任した場合

支配人に関する事項	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地</u> <u>甲 野 太 郎</u> 営業所 <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年11月 1日辞任

		平成19年11月 8日登記

〔注〕 支配人が解任されたことにより代理権が消滅した場合には、原因項目を「解任」とする。

(2) 支配人を置いた営業所を廃止した場合

支配人に関する事項	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地</u> <u>甲 野 太 郎</u> 営業所 <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年11月 1日支配人を置いた営業所廃止

		平成19年11月 8日登記

(3) 支配人が死亡した場合

支配人に関する事項	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地</u> <u>甲 野 太 郎</u> 営業所 <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年12月 1日死亡

		平成19年12月10日登記

〔注〕 支配人が破産手続開始決定又は後見開始の審判を受けたことにより代理権が消滅した場合には、原因項目を「破産手続開始決定」等とする。

第 4 節 株式会社の登記

第 1 設立に関する登記

- 1 設立の登記（本店所在地である場合）
 (1) 取締役会を設置していない会社の場合

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	4 0 0 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 0 0 株
資本金の額	金 3 0 0 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	東京都大田区東蒲田二丁目 3 番 1 号 代表取締役 甲 野 太 郎
存続期間	会社成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する 事項	設立 平成 1 9 年 1 0 月 1 日 登記

- (2) 取締役会設置会社、監査役設置会社及び監査役会設置会社の場合（会社法第327条、第390条、第911条）

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成19年10月1日
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	4000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株
資本金の額	金5000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 大和信託株式会社本店
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 丙 野 五 郎
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲 野 太 郎

	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙 野 次 郎
	監査役 丁 野 六 郎
	監査役 戊 野 七 郎 (社外監査役)
	監査役 戊 野 八 郎 (社外監査役)
支 店	1 大阪市北区若松町15番地
	2 名古屋市中区三の丸四丁目3番1号
	3 横浜市神奈川区七島町117番地
	4 東京都西東京市本町四丁目16番24号
存続期間	会社成立の日から満50年
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社
登記記録に関する 事項	設立 平成19年10月 1日登記

(3) 会計参与設置会社の場合（会社法第333条，第911条）

役員に関する事項	会計参与 税 理 士 法 人 桜 会 （書類等備置場所）名古屋市中区三の丸四丁目3番1号
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社

(4) 会計監査人設置会社の場合（会社法第337条，第911条）

役員に関する事項	監査役 丁 野 六 郎
	会計監査人 監 査 法 人 桜 会
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社

(5) 仮会計監査人を選任した場合（会社法第346条第4項，第911条）

役員に関する事項	<u>会計監査人</u> <u>甲 野 花 子</u>	平成19年12月 3日死亡
		----- 平成19年12月10日登記
	仮会計監査人 監 査 法 人 梅 会	平成19年12月 3日就任
		----- 平成19年12月10日登記

(6) 特別取締役による議決の定めがある会社の場合（会社法第373条，第911条）

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 丙 野 五 郎
	取締役 戊 野 七 郎 (社外取締役)
	取締役 戊 野 八 郎
	取締役 戊 野 九 郎
	特別取締役 甲 野 太 郎
	特別取締役 戊 野 七 郎
	特別取締役 戊 野 八 郎
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲 野 太 郎
	監査役 丁 野 六 郎
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある

(7) 委員会設置会社の場合（会社法第400条，第911条）

役員に関する事項	取締役	甲 野 太 郎
	取締役	乙 田 春 子
	取締役	丙 川 三 郎
	取締役	丁 山 四 郎
	取締役	戊 沢 五 郎
	（社外取締役）	
	取締役	己 島 夏 江
	（社外取締役）	
	取締役	庚 塚 七 郎
	（社外取締役）	
	会計監査人	監 査 法 人 桜 会
	指名委員	乙 田 春 子
	指名委員	戊 沢 五 郎
	指名委員	己 島 夏 江
	監査委員	丙 川 三 郎
	監査委員	己 島 夏 江
	監査委員	庚 塚 七 郎
	報酬委員	丁 山 四 郎
	報酬委員	戊 沢 五 郎

	報酬委員 庚 塚 七 郎
	執行役 甲 野 太 郎
	執行役 辛 岡 八 郎
	執行役 壬 池 九 郎
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表執行役 甲 野 太 郎
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
会計監査人設置会社 に関する事項	会計監査人設置会社
委員会設置会社 に関する事項	委員会設置会社

2 支店所在地である場合

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目１番１号
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支 店	１ 大阪市北区若松町１５番地
登記記録に関する事項	設立 平成１９年１０月 ８日登記

第 2 商号, 本店, 目的, 公告方法等の変更の登記

1 商号の変更等の登記

(1) 商号を変更した場合

商 号	<u>第一電器株式会社</u>	
	第一電気機器株式会社	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記

(2) 商号抹消の判決が確定した場合

商 号	<u>第一電器株式会社</u>	
	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 抹消	

(3) 商業登記法第33条により商号を抹消した場合

商 号	第一電器株式会社 平成19年10月 1日商業 登記法第33条により抹消
-----	---

(4) 営業又は事業とともに商号を譲り受けて続用する場合の免責の登記

商号譲渡人の債務 に関する免責	当会社は平成19年10月1日商号の譲渡を受けたが、譲渡会社である東洋電気器具株式会社の債務については責に任じない。	平成19年10月 8日登記
--------------------	---	--

〔注〕 免責の登記は、営業又は事業の譲渡の譲受人が個人商人である場合には、その商号の登記記録にしなければならないが、譲受人が会社であるときは、会社の登記記録にする（規則第53条）。

2 本店又は支店の所在場所が変更した場合

(1) 本店変更の場合（住居表示の実施）

本 店	<u>東京都中央区京橋一丁目1番地</u>	
	東京都中央区京橋一丁目1番1号	平成19年10月 1日住居表示実施
		平成19年10月 8日登記

(2) 支店変更の場合（行政区画の変更）

支 店	1 <u>東京都北多摩郡田無町一丁目2番地</u>	
	東京都西東京市北一丁目2番地	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日修正

〔注〕 1 これは、地番の変更を伴わない場合の例である。

2 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったときは、その変更による登記があったものとみなされ（商登法第26条）、登記官が職権で記載の変更をすることができる（規則第42条）。その場合には、(2)のように、登記の年月日の記録に代えて、「平成何年何月何日修正」と記録する。

もっとも、会社は、登記官に対して登記簿におけるこれらの記載の変更を促す申出をすることができる（昭和39年9月26日付け法務省民四第308号法務省民事局第四課長回答）。この場合の登記の記録も、同様である。

3 目的を変更した場合

目 的	<u>1 家庭電器用品の製造及び販売</u> <u>2 家具、什器類の製造及び販売</u> <u>3 光学機械の販売</u> <u>4 前各号に附帯する一切の事業</u>
	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 電子複写機の販売 5 発電機の製造及び販売 6 前各号に附帯する一切の事業 平成 19 年 10 月 1 日変更 平成 19 年 10 月 8 日登記

4 公告方法を変更した場合

(1) 日刊新聞紙のみを公告をする方法と定めた場合

公告をする方法	<u>官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする</u>	
	東京都において発行される日本新聞に掲載してする	平成 19 年 10 月 1 日変更 平成 19 年 10 月 8 日登記

(2) 電子公告を公告をする方法と定めた場合

ア 電子公告により行う旨及びアドレスのみを定めた場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-d enki.co.jp/koukoku/in dex.html
---------	---

〔注〕アルファベットは、全角文字で入力する（以下同じ。）。

イ 事故等の場合における予備的な公告方法をも定めている場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-d enki.co.jp/koukoku/in dex.html 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。
---------	---

ウ 貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-d enki.co.jp/koukoku/in dex.html 貸借対照表の公告 http://www.dai-ichi-d enki.co.jp/kessan/ind ex.html
---------	--

〔注〕会社法第911条第3項第29号イ、会社法施行規則第220条第2項

(3) 電子公告に関する定めを変更した場合

ア アドレスを変更した場合

公告をする方法	<u>電子公告の方法により行う。</u> <u>http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/index.html</u>	
	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/	平成19年10月 1日変更 ----- 平成19年10月 8日登記

イ 事故等の場合における予備的な公告方法を変更をした場合

公告をする方法	<u>電子公告の方法により行う。</u> <u>http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/index.html</u> <u>当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行される日本新聞に掲載してする。</u>	
	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/index.html 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。	平成19年10月 1日変更 ----- 平成19年10月 8日登記

ウ 貸借対照表の公告アドレスを変更した場合

公告をする方法	<u>電子公告の方法により行う。</u> http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/index.html 貸借対照表の公告 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html	
	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/index.html 貸借対照表の公告 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html	平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記

(4) 株式会社が公告方法を電子公告から日刊新聞紙に変更した場合

公告をする方法	<u>電子公告の方法により行う。</u> http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/index.html	
	東京都において発行される日本新聞に掲載して する。	平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記

5 会社法第440条第3項の貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項を定めた場合

貸借対照表に係る 情報の提供を受け るために必要な事 項	http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html	平成19年10月 1日設定
		平成19年10月 8日登記

第 3 本店移転の登記

1 支店がない会社の本店移転の登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

本 店	<u>東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号</u>	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 1 号	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 移 転
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登 記

- (2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合
旧所在地でする場合

本 店	<u>東京都中央区京橋一丁目1番1号</u>
-----	------------------------

登記記録に関する事項	平成19年10月1日東京都新宿区北新宿一丁目8番23号に本店移転 平成19年10月 8日登記 平成19年10月 8日閉鎖
------------	--

〔注〕 1 支店がない会社の例である。

- 2 移転の登記の年月日は、商業登記法第52条第3項の通知書到達後の現実に登記をした日ではなく、通知書到達の日である。

新所在地でする場合

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都新宿区北新宿一丁目8番23号
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする
会社成立の年月日	平成15年4月1日
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	40万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株
資本金の額	金5000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 大和信託株式会社本店

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成 1 9 年 6 月 3 0 日就任 -----
	取締役 乙 野 次 郎	平成 1 9 年 6 月 3 0 日就任 -----
	取締役 丙 野 五 郎	平成 1 9 年 6 月 3 0 日就任 -----
	東京都大田区東蒲田二丁目 3 番 1 号 代表取締役 甲 野 太 郎	平成 1 9 年 6 月 3 0 日就任 -----
	東京都文京区目白台一丁目 2 1 番 5 号 代表取締役 乙 野 次 郎	平成 1 9 年 6 月 3 0 日就任 -----
	監査役 丁 野 六 郎	平成 1 9 年 6 月 3 0 日就任 -----
存続期間	会社成立の日から満 5 0 年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 0 月 1 日東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号から本店移転 平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日登記	

2 支店がある会社の本店移転の登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

本 店	<u>東京都中央区京橋一丁目1番1号</u>	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	平成19年10月 1日移転
		平成19年10月 8日登記

〔注〕本店所在地の登記所である場合も，支店所在地の登記所である場合も，同様である。

- (2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合
旧所在地である場合（旧所在地に支店がある場合に限る。）

商 号	第一電器株式会社	
本 店	<u>大阪市北区若松町 2 0 番地</u>	
	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号	平成 1 9 年 1 2 月 1 日移転
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
公告をする方法	<u>官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする</u>	
会社成立の年月日	平成 1 8 年 1 1 月 1 日	
目 的	<u>1 家庭電器用品の製造及び販売</u> <u>2 家具、什器類の製造及び販売</u> <u>3 光学機械の販売</u> <u>4 前各号に附帯する一切の事業</u>	
発行可能株式総数	<u>4 0 0 0 株</u>	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	<u>発行済株式の総数</u> <u>1 0 0 0 株</u>	
資本金の額	<u>金 5 0 0 0 万円</u>	
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない</u>	
株主名簿管理人の 氏名及び住所並び に営業所	<u>東京都中央区日本橋通一丁目 1 番 1 号</u> <u>大和信託株式会社本店</u>	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成 1 9 年 4 月 1 日就任
		平成 1 9 年 4 月 8 日登記
	<u>取締役</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成 1 9 年 4 月 1 日就任
		平成 1 9 年 4 月 8 日登記
	<u>取締役</u> <u>丙 野 五 郎</u>	平成 1 9 年 4 月 1 日就任
		平成 1 9 年 4 月 8 日登記

	<u>東京都大田区東蒲田二丁目3番1号</u> 代表取締役 甲 野 太 郎	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 8日登記
	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> 代表取締役 乙 野 次 郎	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 8日登記
	監査役 丁 野 六 郎	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 8日登記
	監査役 戊 野 七 郎	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 8日登記
支 店	1 大阪市北区若松町15番地	
	2 <u>東京都中央区京橋一丁目2番2号</u>	
	3 <u>神戸市中央区波止場町1番1号</u>	
存続期間	<u>会社成立の日から満50年</u>	
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	
登記記録に関する事項	設立 平成18年11月 1日登記	

- 〔注〕 1 本店移転の登記と同時に、商号、本店、支店（当該登記所の管轄区域内にあるものに限る。）、会社成立年月日及び登記記録区の登記以外について、抹消する記号を記録する（規則第65条第5項）。
- 2 旧所在地に支店がないときは、1の（2）（支店がない会社の旧所在地における本店移転の登記）と同様に、登記記録を閉鎖する。

新所在地である場合（新所在地に既存の支店がある場合に限る。）

商 号	第一電器株式会社	
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号	
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする	
会社成立の年月日	平成18年11月1日	
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない	
株主名簿管理人の 氏名及び住所並び に事業所	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 大和信託株式会社本店	
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成19年 4 月 1 日就任
	取締役 乙 野 次 郎	平成19年 4 月 1 日就任
	取締役 丙 野 五 郎	平成19年 4 月 1 日就任
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲 野 太 郎	平成19年 4 月 1 日就任

	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙 野 次 郎	平成19年 4月 1日就任
	監査役 丁 野 六 郎	平成19年 4月 1日就任
	監査役 戊 野 七 郎	平成19年 4月 1日就任
支 店	1 東京都中央区京橋一丁目2番2号	
	2 大阪市北区若松町15番地	
	3 神戸市中央区波止場町1番1号	
存続期間	会社成立の日から満50年	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成19年12月1日大阪市北区若松町20番地から本店移転 平成19年12月15日登記	

〔注〕 新所在地に既存の支店がないときは、1の(2)(支店がない会社の新所在地における本店移転の登記)と同じ。

中央区京橋一丁目2番2号の管轄登記所における既存の支店登記について

本 店	<u>大阪市北区若松町20番地</u>
-----	---------------------

登記記録に関する事項	平成19年12月1日東京都中央区京橋一丁目1番1号に本店移転 平成19年12月15日登記 平成19年12月15日閉鎖
------------	--

〔注〕 既存の支店登記の登記記録については閉鎖する(規則第65条第4項)。

他の支店所在地でする場合

本 店	<u>大阪市北区若松町 2 0 番地</u>	
	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 移 転
		平成 1 9 年 1 2 月 1 5 日 登 記

第 4 支店の設置，移転及び廃止の登記

1 支店設置の登記

（本店所在地の登記所を A とし，既存の支店の所在地の登記所を B とし，新たに設置される支店の所在地の登記所を C とする。）

(1) 会社成立後支店を設置したときの本店所在地（A）でする場合

支 店	1 大阪市北区若松町 1 5 番地	
	2 名古屋市中区三の丸四丁目 3 番 1 号	
	3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地	
	4 東京都西東京市本町四丁目 1 6 番 2 4 号	
	5 神戸市須磨区権現町一丁目 1 番 3 号	平成 1 8 年 1 0 月 1 日設置 ----- 平成 1 8 年 1 0 月 3 日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に支店を設置したときの新支店所在地（C）で初めてする場合

商 号	第一電器株式会社	
本 店	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号	
会社成立の年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日	
支 店	1 神戸市須磨区権現町一丁目 1 番 3 号	
登記記録に関する事項	平成 1 8 年 1 0 月 1 日支店設置	平成 1 8 年 1 0 月 8 日登記

2 支店移転の登記

(1) 本店所在地（A）である場合

支 店	1	
	<u>大阪市北区若松町 1 5 番地</u>	
	大阪市中央区谷町二丁目 3 1 番地	
		平成 1 8 年 1 0 月 1 日 移 転
		平成 1 8 年 1 0 月 3 日 登 記

〔注〕 同一登記所の管轄区域内で支店を移転したとき（B→B）に支店所在地（B）である場合も同様である。

- (2) 他の登記所の管轄区域内に支店を移転した場合
旧所在地である場合

支 店	1 大阪市北区若松町 1 5 番地
登記記録に関する事項	平成 1 8 年 1 0 月 1 日大阪市北区若松町 1 5 番地の支店を神戸市須磨区権現町一丁目 1 番 3 号に移転 平成 1 8 年 1 0 月 8 日登記 平成 1 8 年 1 0 月 8 日閉鎖

- 〔注〕 1 旧所在地の登記所の管轄区域内に本店又は他の支店がない場合の例である。
2 旧所在地の登記所の管轄区域内に本店があるときは、(1) の例による。
3 旧所在地の登記所の管轄区域内に他の支店があるときは、次の例による。

支 店	1 大阪市北区若松町 1 5 番地	平成 1 8 年 1 0 月 1 日移転 ----- 平成 1 8 年 1 0 月 8 日登記
	2 大阪市北区南扇町 6 番 2 8 号	

新所在地 (C) で初めてする場合

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号
会社成立の年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日
支 店	1 神戸市須磨区権現町一丁目 1 番 3 号
登記記録に関する事項	平成 1 8 年 1 0 月 1 日大阪市北区若松町 1 5 番地から支店移転 平成 1 8 年 1 0 月 8 日登記

- 〔注〕 新所在地を管轄する登記所の管轄区域内に本店又は既設の支店がないときの例である。

3 支店廃止の登記

(1) 本店所在地（A）でする場合

支 店	1 大阪市北区若松町 1 5 番地	
	大阪市中央区谷町二丁目 3 1 番地	平成 1 8 年 9 月 1 日 移 転
		平成 1 8 年 9 月 8 日 登 記
	2 名古屋市中区三の丸四丁目 3 番 1 号	
	3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地	
		平成 1 8 年 1 0 月 1 日 廃 止
		平成 1 8 年 1 0 月 8 日 登 記
	4 東京都西東京市本町四丁目 1 6 番 2 4 号	

(2) 廃止した支店所在地（B）でする場合

支 店	1 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地
-----	--------------------------

登記記録に関する事項	平成 1 8 年 1 0 月 1 日横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地の支店廃止 平成 1 8 年 1 0 月 1 日 登 記 平成 1 8 年 1 0 月 8 日 閉 鎖
------------	--

〔注〕 廃止した支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に本店又は他の支店がない場合の例である（その管轄区域内に本店又は他の支店があるときは，(1)の例による。）。

第5 役員に関する登記

1 取締役，代表取締役，会計参与，監査役及び会計監査人が就任した場合

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
	東京都新宿区新宿三丁目1番1号 代表取締役 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
	会計参与 税 理 士 法 人 桜 会 (書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目 3番1号	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
	監査役 丙 野 八 郎	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
	会計監査人 山 田 花 子	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記

(参考) 就任と同時に，監査役設置会社の定款の定めを設けた場合の登記

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成19年10月 1日設定	平成19年10月 8日登記

〔注〕 取締役会設置会社（取締役の員数は3名以上を要する。），会計参与設置会社及び会計監査人設置会社についても，上記記録例と同様である。

2 退任の登記

- (1) 取締役，会計参与，監査役及び会計監査人が退任した場合
ア 任期满了の場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 退任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>会計参与</u> <u>税 理 士 法 人 桜 会</u> <u>(書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目</u> <u>3 番 1 号</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 退任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>監査役</u> <u>丙 野 五 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 退任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>会計監査人</u> <u>山 田 花 子</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 退任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記

イ 辞任の場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 辞任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>会計参与</u> <u>税 理 士 法 人 桜 会</u> <u>(書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目</u> <u>3 番 1 号</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 辞任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>監査役</u> <u>丙 野 五 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 辞任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>会計監査人</u> <u>山 田 花 子</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 辞任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記

〔注〕 死亡又は解任の場合には，原因項目を「死亡」又は「解任」とする。

ウ 欠格事由が生じた場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 資格喪失
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登記

- (2) 代表取締役が退任した場合
 ア 代表取締役のみを辞任した場合

役員に関する事項	<u>東京都新宿区新宿三丁目8番1号</u>	
	<u>代表取締役</u>	<u>甲 野 太 郎</u>
	平成19年10月 1日辞任	
	平成19年10月 8日登記	

〔注〕 代表取締役のみを解任した場合には、原因項目を「解任」とする。

- イ 取締役を辞任したことに伴い、代表取締役を退任した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u>		<u>甲 野 太 郎</u>	
			平成19年10月 1日辞任	
			平成19年10月 8日登記	
	<u>東京都新宿区北新宿一丁目2番6号</u>			
	<u>代表取締役</u>		<u>甲 野 太 郎</u>	
			平成19年10月 1日退任	
			平成19年10月 8日登記	

〔注〕 取締役の解任又は資格喪失に伴い退任した場合には、原因項目を取締役については「解任」又は「資格喪失」とし、代表取締役については「退任」とする。

- ウ 死亡した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u>		<u>乙 野 次 郎</u>	
			平成19年 4月 1日死亡	
			平成19年 4月 8日登記	
	<u>東京都千代田区神田三崎町1番1号</u>			
	<u>代表取締役</u>		<u>乙 野 次 郎</u>	
			平成19年 4月 1日死亡	
			平成19年 4月 8日登記	

3 その他の変更の登記

(1) 役員等の全員が重任した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	取締役 甲 野 太 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 重任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>東京都新宿区新宿三丁目 6 番 1 号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	東京都新宿区新宿三丁目 6 番 1 号 代表取締役 甲 野 太 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 重任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>会計参与</u> <u>税 理 士 法 人 桜 会</u> <u>(書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目</u> <u>3 番 1 号</u>	
	会計参与 税 理 士 法 人 桜 会 (書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目 3 番 1 号	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 重任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	<u>監査役</u> <u>戊 野 八 郎</u>	
	監査役 戊 野 八 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 重任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記

(2) 役員等の一部が交替した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
	取締役 甲 野 太 郎	平成21年10月 1日重任
		平成21年10月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
		平成21年10月 1日辞任
		平成21年10月 8日登記
	<u>東京都新宿区新宿三丁目6番1号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
		平成21年10月 1日重任
		平成21年10月 8日登記
	<u>会計参与</u> <u>税 理 士 法 人 桜 会</u> <u>(書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目3番1号</u>	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
		平成21年10月 1日重任
		平成21年10月 8日登記
	<u>監査役</u> <u>戊 野 八 郎</u>	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
		平成21年10月 1日重任
		平成21年10月 8日登記

(3) 役員の氏名又は名称等が変更になった場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
	取締役 乙 野 太 郎	平成19年12月 3日甲野太郎の氏変更
		平成19年12月10日登記
	<u>東京都文京区春日一丁目16番21号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年12月 3日甲野太郎の氏変更
		平成19年12月10日登記
	<u>会計参与</u> <u>税 理 士 法 人 桜 会</u> <u>(書類等備置場所) 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年12月 3日備置場所の変更
		平成19年12月10日登記
	<u>会計監査人</u> <u>監 査 法 人 梅 会</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年12月 3日監査法人梅会の名称変更
		平成19年12月10日登記

(4) 代表取締役の住所が変更になった場合
ア 住所移転の場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> 甲 野 太 郎	
	取締役 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
	<u>東京都文京区春日一丁目16番21号</u> <u>代表取締役</u> 甲 野 太 郎	
	<u>東京都文京区春日一丁目16番21号</u> <u>代表取締役</u> 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
	東京都渋谷区代官山町8番地 代表取締役 甲 野 太 郎	平成19年12月 1日住所移転
		平成19年12月10日登記

イ 住居表示の実施の場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> 甲 野 太 郎	
	取締役 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
	<u>東京都文京区茗荷谷町5番地</u> <u>代表取締役</u> 甲 野 太 郎	
	<u>東京都文京区茗荷谷町5番地</u> <u>代表取締役</u> 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
	東京都文京区小日向一丁目1番3号 代表取締役 甲 野 太 郎	平成19年12月 1日住居表示実施
		平成19年12月10日登記

ウ 行政区画等の変更の場合

役員に関する事項	取締役 乙 野 次 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
	<u>東京都北多摩郡保谷町保谷 3 番地</u> <u>代表取締役</u> 乙 野 次 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
	東京都保谷市保谷 3 番地 代表取締役 乙 野 次 郎	平成 1 9 年 1 2 月 1 日住所 変更
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日修正

4 取締役会設置会社等の定款の定め廃止に関する登記

(1) 取締役会設置会社の規定を廃止した場合

取締役会設置会社 に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>
	平成21年10月 1日廃止 平成21年10月 8日登記

〔注〕 取締役会設置会社の定めを廃止して、会社法第349条第2項により各自代表となった場合は、次の例による。

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
	取締役 乙 野 次 郎	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
	取締役 丙 野 三 郎	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
	東京都新宿区新宿三丁目6番1号 代表取締役 甲 野 太 郎	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
	東京都文京区小日向一丁目1番3号 代表取締役 乙 野 次 郎	平成21年10月 1日代表 権付与
		平成21年10月 8日登記
	東京都渋谷区代官山町8番地 代表取締役 丙 野 三 郎	平成21年10月 1日代表 権付与
		平成21年10月 8日登記

(参考) 各自代表会社から取締役会設置会社となった場合

取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成21年10月 1日設定 平成21年10月 8日登記
--------------------	---

〔注〕 取締役会設置会社の定めを設定して、甲野太郎を代表取締役として選定した場合は、次の例による。

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
	取締役 乙 野 次 郎	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
	取締役 丙 野 三 郎	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
	東京都新宿区新宿三丁目6番1号 代表取締役 甲 野 太 郎	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
	<u>東京都文京区小日向一丁目1番3号</u> <u>代表取締役 乙 野 次 郎</u>	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
		平成21年10月 1日退任
		平成21年10月 8日登記
	<u>東京都渋谷区代官山町8番地</u> <u>代表取締役 丙 野 三 郎</u>	平成21年 6月30日就任
		平成21年 7月 1日登記
		平成21年10月 1日退任
		平成21年10月 8日登記

(2) 会計参与設置会社の定めを廃止した場合（会社法第334条）

役員に関する事項	<u>会計参与</u> <u>税理士法人桜会</u> (書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目3番1号	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
		平成21年10月 1日退任
		平成21年10月 8日登記

会計参与設置会社に関する事項	<u>会計参与設置会社</u>
	平成21年10月1日廃止 平成21年10月8日登記

(3) 監査役設置会社の定めを廃止した場合（会社法第336条第4項）

役員に関する事項	<u>監査役</u> <u>丁野四郎</u>	平成19年10月 1日重任
		平成19年10月 8日登記
		平成21年10月 1日退任
		平成21年10月 8日登記

監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>
	平成21年10月1日廃止 平成21年10月8日登記

(4) 監査役会設置会社の定めを廃止した場合

監査役会設置会社に関する事項	<u>監査役会設置会社</u>
	平成21年10月1日廃止 平成21年10月8日登記

(5) 会計監査人設置会社の定めを廃止した場合（会社法第338条第3項）

役員に関する事項	<u>会計監査人</u> <u>監査法人梅会</u>	平成20年10月 1日重任
		平成20年10月 8日登記
		平成21年10月 1日退任
		平成21年10月 8日登記

会計監査人設置会社に関する事項	<u>会計監査人設置会社</u>
	平成21年10月1日廃止 平成21年10月8日登記

5 特別取締役による議決の定めに関する登記

(1) 新たに特別取締役による議決の定めを設けた場合（会社法第373条）

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	
	取締役 乙 野 次 郎	
	取締役 丙 野 五 郎	
	取締役 戊 野 七 郎	
	取締役 戊 野 七 郎 (社外取締役)	平成19年10月 8日社外 取締役の登記
	取締役 戊 野 八 郎	
	取締役 戊 野 九 郎	
	特別取締役 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日就任 平成19年10月 8日登記
	特別取締役 戊 野 七 郎	平成19年10月 1日就任 平成19年10月 8日登記
	特別取締役 戊 野 八 郎	平成19年10月 1日就任 平成19年10月 8日登記
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲 野 太 郎	
	監査役 丁 野 六 郎	

特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
-------------	---

(2) 特別取締役の変更があった場合

ア 特別取締役が就任した場合

役員に関する事項	特別取締役 甲 野 太 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
	特別取締役 戊 野 七 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
	特別取締役 戊 野 八 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

イ 特別取締役が退任した場合

役員に関する事項	<u>特別取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
		平成 2 1 年 1 0 月 1 日退任
		平成 2 1 年 1 0 月 1 0 日登記
	<u>特別取締役</u> <u>戊 野 七 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
		平成 2 1 年 1 0 月 1 日退任
		平成 2 1 年 1 0 月 1 0 日登記
	<u>特別取締役</u> <u>戊 野 八 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
		平成 2 1 年 1 0 月 1 日退任
		平成 2 1 年 1 0 月 1 0 日登記

ウ 特別取締役の一部が交替した場合

役員に関する事項	特別取締役 甲 野 太 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
		平成 2 0 年 1 1 月 1 日 辞任
		平成 2 0 年 1 1 月 8 日 登記
	特別取締役 山 田 花 子	平成 2 0 年 1 1 月 1 日 就任
		平成 2 0 年 1 1 月 8 日 登記

エ 特別取締役である社外取締役が退任した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> 戊 野 七 郎 (社外取締役)	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
		平成 2 1 年 1 0 月 1 日 退任
		平成 2 1 年 1 0 月 8 日 登記
	特別取締役 戊 野 七 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
		平成 2 1 年 1 0 月 1 日 退任
		平成 2 1 年 1 0 月 8 日 登記

オ 特別取締役である社外取締役が業務を執行する取締役となった場合

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>甲 野 太 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
	<u>(社外取締役)</u>		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
	取締役	甲 野 太 郎	平成 2 0 年 4 月 1 日業務 執行
			平成 2 0 年 4 月 8 日登記

〔注〕 登記原因は，上記のほか，「使用人兼任」，「子会社の業務執行」，「子会社の使用人兼任」等と記録する。

(3) 特別取締役による議決の定めを廃止した場合

特別取締役に関する事項	<u>特別取締役による議決の定めがある</u>			
	平成19年10月	1日設定	平成19年10月	8日登記
	平成20年	4月	1日廃止	平成20年4月8日登記

役員に関する事項	<u>特別取締役</u> 甲 野 太 郎	平成19年10月	1日就任
		平成19年10月	8日登記
		平成20年	4月
		平成20年	4月
		1日退任	
		平成20年	4月
		8日登記	

〔注〕 特別取締役の議決の定めを廃止した場合は、次のとおり、社外取締役の登記の抹消が必要となる（会社法第911条第3項第21号）。

役員に関する事項	<u>取締役</u> 甲 野 太 郎 <u>（社外取締役）</u> 取締役 甲 野 太 郎	平成19年10月	1日就任
		平成19年10月	8日登記
		平成20年	4月
		平成20年	4月
		1日特別 取締役の議決の定め廃止により変更	
		平成20年	4月
		8日登記	

6 会社が新たに委員会設置会社となった場合

(1) 新たに委員会設置会社の定款の定めを設けると同時に、会計参与設置会社の定めを廃止した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 田 春 子</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
	取締役 乙 田 春 子 (社外取締役)	平成20年10月 1日重任
		平成20年10月 8日登記
	<u>東京都大田区東蒲田二丁目3番1号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成20年10月 1日退任
		平成20年10月 8日登記
	<u>会計参与</u> <u>税 理 士 法 人 桜 会</u> (書類等備置場所) <u>名古屋市中区三の丸四丁目3番1号</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成20年10月 1日退任
		平成20年10月 8日登記
	<u>監査役</u> <u>丁 野 六 郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成20年10月 1日退任
		平成20年10月 8日登記
	<u>会計監査人</u> <u>監 査 法 人 梅 会</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成20年10月 1日重任
		平成20年10月 8日登記
	会計監査人 監 査 法 人 梅 会	平成20年10月 1日重任
		平成20年10月 8日登記
		平成20年10月 1日重任
		平成20年10月 8日登記

	指名委員	乙 田 春 子	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	指名委員	戊 沢 五 郎	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	指名委員	己 島 夏 江	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	監査委員	丙 川 三 郎	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	監査委員	己 島 夏 江	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	監査委員	庚 塚 七 郎	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	報酬委員	丁 山 四 郎	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	報酬委員	戊 沢 五 郎	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	報酬委員	庚 塚 七 郎	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	執行役	甲 野 太 郎	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表執行役	甲 野 太 郎	平成 2 0 年 1 0 月 1 日就任
			平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記
会計参与設置会社 に関する事項	<u>会計参与設置会社</u>		
	平成 2 0 年 1 0 月 1 日廃止 平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記		
監査役設置会社 に関する事項	<u>監査役設置会社</u>		
	平成 2 0 年 1 0 月 1 日廃止 平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記		
委員会設置会社 に関する事項	委員会設置会社 平成 2 0 年 1 0 月 1 日設定 平成 2 0 年 1 0 月 8 日登記		

(2) 委員，執行役又は代表執行役の変更があった場合

ア 委員等が就任した場合

役員に関する事項	指名委員 辛 岡 八 郎	平成 1 9 年 1 2 月 1 5 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 2 2 日登記

イ 委員等が退任した場合

役員に関する事項	<u>監査委員</u> <u>壬 池 九 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
		平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日退任
		平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日登記

ウ 委員等が交替した場合

役員に関する事項	<u>報酬委員</u> <u>丁 山 四 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
		平成 1 9 年 1 2 月 1 5 日辞任
		平成 1 9 年 1 2 月 2 2 日登記
	報酬委員 癸 森 十 郎	平成 1 9 年 1 2 月 1 5 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 2 2 日登記

エ 社外取締役である取締役が退任した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 田 春 子</u> <u>(社外取締役)</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日 登記
		平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日 退任
		平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日 登記

オ 社外取締役である取締役が業務を執行する取締役となった場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 田 春 子</u> <u>(社外取締役)</u> 取締役 乙 田 春 子	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 業務 執行
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登記

〔注〕 登記原因は、上記の他、「使用人兼任」、「子会社の業務執行」、「子会社の使用人兼任」等と記録する。

- (3) 委員会を置く旨の定めを廃止すると同時に、会計監査人設置会社の定めを廃止した場合（会社法第909条、第332条第4項第2号等）

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成19年12月 1日就任
		平成19年12月 8日登記
	取締役 甲 野 太 郎	平成20年 4月 1日重任
		平成20年 4月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>乙 田 春 子</u>	平成19年12月 1日就任
		平成19年12月 8日登記
	取締役 乙 田 春 子	平成20年 4月 1日重任
		平成20年 4月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>丙 川 三 郎</u>	平成19年12月 1日就任
		平成19年12月 8日登記
		平成20年 4月 1日退任
		平成20年 4月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>丁 山 四 郎</u>	平成19年12月 1日就任
		平成19年12月 8日登記
		平成20年 4月 1日退任
		平成20年 4月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>戊 沢 五 郎</u> <u>(社外取締役)</u>	平成19年12月 1日就任
		平成19年12月 8日登記
		平成20年 4月 1日重任
		平成20年 4月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>己 島 夏 江</u> <u>(社外取締役)</u>	平成19年12月 1日就任
		平成19年12月 8日登記
		平成20年 4月 1日退任
		平成20年 4月 8日登記

	取締役 <u>庚 塚 七 郎</u> <u>(社外取締役)</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
		平成 2 0 年 4 月 1 日退任
		平成 2 0 年 4 月 8 日登記
	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 代表取締役 甲 野 太 郎	平成 2 0 年 4 月 1 日就任
		平成 2 0 年 4 月 8 日登記
	<u>会計参与 税 理 士 法 人 桜 会</u> <u>(書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目 3 番 1 号</u> 会計参与 税 理 士 法 人 桜 会 (書類等備置場所) 名古屋市中区三の丸四丁目 3 番 1 号	平成 1 9 年 1 2 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
		平成 2 0 年 4 月 1 日重任
		平成 2 0 年 4 月 8 日登記
	監査役 己 島 夏 江	平成 2 0 年 4 月 1 日就任
		平成 2 0 年 4 月 8 日登記
	<u>会計監査人 監 査 法 人 梅 会</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
		平成 2 0 年 4 月 1 日退任
		平成 2 0 年 4 月 8 日登記
	<u>指名委員 乙 田 春 子</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
		平成 2 0 年 4 月 1 日退任
		平成 2 0 年 4 月 8 日登記
	<u>指名委員 戊 沢 五 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
		平成 2 0 年 4 月 1 日退任
		平成 2 0 年 4 月 8 日登記
	<u>指名委員 己 島 夏 江</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日登記
		平成 2 0 年 4 月 1 日退任
		平成 2 0 年 4 月 8 日登記

	<u>監査委員</u> <u>丙 川 三 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 就 任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日 登 記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 退 任
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登 記
	<u>監査委員</u> <u>己 島 夏 江</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 就 任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日 登 記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 退 任
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登 記
	<u>監査委員</u> <u>庚 塚 七 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 就 任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日 登 記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 退 任
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登 記
	<u>報酬委員</u> <u>丁 山 四 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 就 任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日 登 記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 退 任
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登 記
	<u>報酬委員</u> <u>戊 沢 五 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 就 任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日 登 記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 退 任
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登 記
	<u>報酬委員</u> <u>庚 塚 七 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 就 任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日 登 記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 退 任
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登 記
	<u>執行役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 就 任
		平成 1 9 年 1 2 月 8 日 登 記
		平成 2 0 年 4 月 1 日 退 任
		平成 2 0 年 4 月 8 日 登 記

	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>代表執行役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成19年12月 1日就任 ----- 平成19年12月 8日登記 ----- 平成20年 4月 1日退任 ----- 平成20年 4月 8日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成20年 4月 1日設定 平成20年 4月 8日登記	
会計監査人設置会社に関する事項	<u>会計監査人設置会社</u>	
	平成20年 4月 1日廃止 平成20年 4月 8日登記	
委員会設置会社に関する事項	<u>委員会設置会社</u> 平成19年12月 1日設定 平成19年12月 8日登記	
	平成20年 4月 1日廃止 平成20年 4月 8日登記	

7 役員等の会社に対する責任の免除に関する登記

(1) 会社に対する責任の免除の規定を設定した場合

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
------------------------	---

(2) 会社に対する責任の免除の規定を廃止した場合

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
	平成20年 4月 1日廃止 平成20年 4月 8日登記

8 社外取締役等の会社に対する責任の制限の登記

(1) 会社に対する責任の制限の規定を設定した場合

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
--------------------------	--

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 田 春 子</u>	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 8日登記
	取締役 乙 田 春 子	
	(社外取締役)	平成19年10月 8日社外取締役の登記
	<u>監査役</u> <u>山 田 花 子</u>	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 8日登記
	監査役 山 田 花 子	
	(社外監査役)	平成19年10月 8日社外監査役の登記

〔注〕

① 社外取締役である取締役が退任した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 田 春 子</u> <u>(社外取締役)</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成20年12月15日退任
		平成20年12月22日登記

② 社外取締役である取締役が業務を執行する取締役となった場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 田 春 子</u> <u>(社外取締役)</u> 取締役 乙 田 春 子	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成20年12月15日業務執行
		平成20年12月22日登記

〔注〕 登記原因は、上記の他、「使用人兼任」、「子会社の業務執行」、「子会社の使用人兼任」等と記録する。

(2) 会社に対する責任の制限の規定を廃止した場合

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<u>当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
	平成20年12月15日廃止 平成20年12月22日登記

役員に関する事項	取締役 <u>乙 田 春 子</u>	平成19年10月 1日就任
	<u>(社外取締役)</u>	平成19年10月 8日登記
	取締役 乙 田 春 子	平成20年12月15日責任制限の定め廃止により変更
		平成20年12月22日登記

第6 一時役員等の職務を行う者に関する登記

1 仮取締役を選任した場合（会社法第346条，第937条）

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年12月 3日死亡
		平成19年12月10日登記
	仮取締役 丁 野 八 郎	平成19年12月14日東京 地方裁判所の選任
		平成19年12月21日登記

〔注〕 一時会計参与，監査役，代表取締役，委員，執行役又は代表執行役の職務を行う者の選任の登記についても，同様である。

2 仮会計監査人を選任した場合（会社法第346条第4項，第911条第3項20号）

役員に関する事項	<u>会計監査人</u> <u>甲 野 花 子</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年11月 1日死亡
		平成19年11月 8日登記
	仮会計監査人 監 査 法 人 桃 会	平成19年12月14日就任
		平成19年12月21日登記

3 後任取締役の就任により仮取締役が退任した場合

役員に関する事項	<u>仮取締役</u> <u>丁 野 八 郎</u>	平成19年12月14日東京 地方裁判所の選任
		平成19年12月21日登記
	取締役 乙 野 次 郎	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 8日登記

〔注〕 後任取締役が就任したため，仮取締役が資格喪失した場合の例である。後任の役員等の就任の登記をしたときは，仮の役員等の登記を抹消する記号を記録する（規則第68条第1項）。

第 7 役員 の 職務 執行 停止 及び 職務 代行者 に関する 登記

1 職務 執行 を 停止 した 場合 (会社 法 第 9 1 7 条)

役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	監査役 丁 野 四 郎	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	取締役 甲野 太郎 の 職務 執行 停止	平成 1 9 年 1 2 月 3 日 東京 地方 裁判 所 の 決定
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日 登記
	監査役 丁野 四郎 の 職務 執行 停止	平成 1 9 年 1 2 月 3 日 東京 地方 裁判 所 の 決定
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日 登記

2 職務 代行者 を 選任 した 場合 (会社 法 第 3 5 2 条 , 第 9 1 7 条)

役員に関する事項	取締役 職務 代行 甲 野 太 郎 者	平成 1 9 年 1 2 月 3 日 東京 地方 裁判 所 の 取締役 乙野 次郎 の 職務 代行者 選任
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日 登記

〔注〕 仮処分 決定 中 , 誰 の 代行者 か を 特定 して いない 場合

役員に関する事項	取締役 職務 代行 甲 野 太 郎 者	平成 1 9 年 1 2 月 3 日 東京 地方 裁判 所 の 選任
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日 登記

3 職務執行停止の仮処分を取り消した場合（会社法第917条）

役員に関する事項	<u>取締役甲野太郎の職務執行停止</u>	平成19年12月 3日東京 地方裁判所の決定
		平成19年12月10日登記
		平成20年 4月 1日東京 地方裁判所の取消決定
		平成20年 4月 8日登記

4 職務代行者選任の仮処分を取り消した場合（会社法第917条）

役員に関する事項	<u>取締役職務代行</u> <u>丙 野 五 郎</u> <u>者</u>	平成19年12月3日東京地 方裁判所の取締役甲野太郎の 職務代行者選任
		平成19年12月10日登記
		平成20年 4月 1日東京 地方裁判所の取消決定
		平成20年 4月 8日登記

5 職務執行を停止されている役員を解任する判決が確定した場合（会社法第937条）

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年12月 3日東京 地方裁判所の解任の判決確定
		平成19年12月10日登記
	<u>監査役</u> <u>丁 野 四 郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年12月 3日東京 地方裁判所の解任の判決確定
		平成19年12月10日登記
	<u>取締役甲野太郎の職務執行停止</u>	平成19年10月15日東京 地方裁判所の決定
		平成19年10月22日登記
	<u>監査役丁野四郎の職務執行停止</u>	平成19年10月15日東京 地方裁判所の決定
		平成19年10月22日登記

〔注〕 この登記をしたときは、職務執行停止に関する登記を抹消する記号を記録する（規則第68第2項）。

なお、職務代行者が選任されている場合は、職務代行者に関する登記を抹消する記号を記録する（規則第68条第2項）。

第 8 発行可能株式総数に関する変更の登記及び発行する株式の内容（種類株式
発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び各種類の株式の内容）に関
する登記

1 発行可能株式総数に関する登記

会社が発行可能株式総数を変更した場合（単一株式発行会社及び種類株式発行会社ともに共通）

発行可能株式総数	<u>6 万株</u>	
	1 2 万株	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記

2 発行する株式の内容に関する登記

(1) 単一株式発行会社の場合

- ① 会社法第107条第1項第2号の規定に基づき、取得請求権付株式に関する定めを定款に定めた場合

発行する株式の内容	株主は、いつでも当会社に対して当会社の株式を時価で取得することを請求することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記
-----------	--

- ② 会社法第107条第1項第3号の規定に基づき、取得条項付株式に関する定めを定款に定めた場合

発行する株式の内容	当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに、当会社の株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記
-----------	--

〔注〕 ①又は②の定款の定めを設けていない場合には、「発行する株式の内容」の欄に記録をすることは不要である。

- ③ 会社法第107条第1項第1号の規定に基づき、株式譲渡制限に関する定めを定款に定めた場合については、「第9 株式の譲渡制限に関する登記」を参照。

(2) 単一株式発行会社が種類株式発行会社になった場合

取得請求権付株式のみを発行している会社が、会社法第108条第1項第6号の規定に基づき取得条項付株式に関する定めを定款に追加した場合

発行可能株式総数	<u>9万株</u>	
	12万株	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記

発行する株式の内容	株主は、いつでも当会社に対して当会社の株式を時価で取得することを請求することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。
-----------	--

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	甲種類株式 9万株 乙種類株式 3万株 甲種類株式 株主は、いつでも当会社に対して甲種類株式を時価で取得することを請求することができる。 乙種類株式 当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに乙種類株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記
---------------------------	--

〔注〕 種類株式発行会社となった場合において、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記をしたときは、発行する株式の内容の登記を抹消する記号を記録しなければならない（規則第69条第1項）。

- (3) 種類株式の内容として、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会において議決権を行使できる事項、取得請求権付株式、取得条項付株式、種類株主総会の決議を要する事項、取締役又は監査役の選任及び種類株主総会の決議を要しない事項に関する定めを定款に定めた場合

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 1 2 0 0 0 株 第一種優先株式 1 0 0 0 株 第二種優先株式 2 0 0 0 株 第三種優先株式 2 0 0 0 株 1. 剰余金の配当 剰余金については、第一種から第三種までの優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、1株につき2万円の剰余金を支払う。 1. 残余財産の分配 残余財産の分配については、第一種から第三種までの優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第一種優先株式 1株につき300万円 第二種優先株式 1株につき200万円 第三種優先株式 1株につき200万円 1. 取締役の選任 普通株主は、種類株主総会において、定款所定の定数全ての取締役を選任することができる。 第一種から第三種までの優先株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。 1. 議決権 第一種から第三種までの優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、剰余金の優先配当に係る議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当を受ける旨の決議のある時まで、議決権を有する。 1. 種類株主総会の決議を要する事項に関する定め 新たに配当優先株式を発行しようとする場合においては、第一種から第三種までの優先株主の種類株主総会の決議を経なければならない。 1. 第一種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め 第一種優先株主は、会社に対し、第一種優先株式の取得を請求することができる。 会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、次の算定方法により算出される数の普通株式を交付する。 a. 引換えに交付すべき普通株式の数 $\text{引換えにより交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式の数}}{\text{転換比率}}$ b. 転換比率 転換比率 転換比率は3.000とする。 ただし、第一種優先株式の発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、転換比率は、その払込期日の翌日以後においては、下記算式により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
---------------------------------------	--

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & \text{調整前} & \\ \text{転換} & = & \text{転換} \times \\ \text{比率} & & \text{比率} \end{array} \quad \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

c. 取得を請求することのできる期間

平成19年10月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

1. 第三種優先株式についての取得条項に関する定め

第三種優先株式については、普通株式が東京証券取引所に上場されることが決定した場合に、上場日前1か月間で取締役会が定める日に、当会社が取得することができる。

会社は、第三種優先株式の取得と引換えに、次の算定方法により算出される数の普通株式を交付する。

a. 引換えに交付すべき普通株式の数

$$\begin{array}{lcl} \text{引換えにより交付すべき} & = & \text{第三種優先株主が取得を} \times \text{転換比率} \\ \text{普通株式の数} & & \text{請求した第三種優先株式} \\ & & \text{の数} \end{array}$$

b. 転換比率

転換比率 転換比率は3.000とする。

ただし、第三種優先株式の発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、転換比率は、その払込期日の翌日以後においては、下記算式により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & \text{調整前} & \\ \text{転換} & = & \text{転換} \times \\ \text{比率} & & \text{比率} \end{array} \quad \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記

(参考) 取得請求権付株式又は取得条項付株式に関する定めがある場合において、取得と引換えに新株予約権を交付する旨の定めがある場合

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内	普通株式 1 2 0 0 0 株 第一種優先株式 1 0 0 0 株 第二種優先株式 2 0 0 0 株 1. 第一種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め 第一種優先株式の株主は、会社に対し、第一種優先株式の取得を請求することができる。 会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、10個の第1回新株予約権を交付する。 取得を請求することのできる期間は、平成19年10月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の終結の日までの期間を除く。 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記
---	--

[注] 取得請求権付株式の取得と引換えに交付する新株予約権の内容については、定款記載の全ての内容を登記する必要はなく、その名称を登記すれば足りる。

[注] 取得請求権付株式又は取得条項付株式を取得するのと引換えに社債又は新株予約権付社債を交付する旨の定めがある場合においても、同様に、社債又は新株予約権付社債の名称（当該社債又は当該新株予約権付社債を特定するもの）を登記すれば足りる。

(4) 会社が発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容を変更した場合

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 250万株 優先株式 50万株 <u>優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年6分の剰余金の配当を 受けるものとする</u> 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記
	普通株式 200万株 優先株式 100万株 <u>優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年6分の剰余金の配当を 受けるものとする</u> 平成19年11月 1日変更 平成19年11月 8日登記

(5) 種類株式発行会社が単一株式発行会社となった場合

① 発行する株式の内容を登記した場合

発行する株式の内 容	当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに、当会社の株式を時価で取得することができる。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記
---------------	---

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	甲種類株式 9万株 乙種類株式 3万株 <u>甲種類株式 株主は、いつでも当会社に対して甲種類株式を時価で取得すること を請求することができる。</u> <u>乙種類株式 当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに乙種類株式を 時価で取得することができる。</u> <u>「時価」とは、当該取得請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株 式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。</u>

〔注〕 単一株式発行会社となった場合において発行する株式の内容を登記した場合は、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の登記に抹消する記号を記録する（規則第69条第2項）。

- ② 既発行の甲種類株式及び乙種類株式を全て消却した後，定款を変更して普通株式（取得請求権や取得条項の定めのないもの）のみを発行する単一株式発行会社となった場合

発行可能株式総数	<u>2 7 万株</u>
	1 5 万株 平成 1 9 年 1 0 月 1 日変更 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	<u>普通株式 1 5 万株</u> <u>甲種類株式 9 万株</u> <u>乙種類株式 3 万株</u> <u>甲種類株式 株主は、いつでも当会社に対して甲種類株式を時価で取得することを請求することができる。</u> <u>乙種類株式 当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに乙種類株式を時価で取得することができる。</u> <u>「時価」とは、当該取得請求日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。</u>
	平成 1 9 年 1 0 月 1 日廃止 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

第9 株式の譲渡制限に関する登記

1 株式の譲渡制限に関する規定を設定、変更又は廃止した場合

(1) 取締役会設置会社が株式の譲渡制限に関する規定を設定した場合（会社法第139条,第466条）

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の決議を要する 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
---------------	---

〔注〕 株主総会や会社を定款上議決承認機関として定めている場合には、「当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の決議を要する」、「当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の決議を要する」等と記録する。

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の第1回優先株式、第3回優先株式及び第5回優先株式を譲渡するには、取締役会の決議を要する 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
---------------	--

(2) 株式の譲渡制限に関する規定を変更した場合

株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の決議を要する</u>
	当会社の株式を株主以外の者に譲渡するには、株主総会の決議を要する 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記

(3) 株式の譲渡制限に関する規定を廃止した場合

株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の決議を要する</u> 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
	平成20年 4月 1日廃止 平成20年 4月 8日登記

第10 単元株に関する登記

1 一単元の株式の数を設定した場合

(1) 通常の場合

単元株式数	1 0 0 0 株	平成19年10月 1日設定
		平成19年10月 8日登記

〔注〕 一単元の株式の数は、千を超えることはできない（会社法第188条第2項，会社法施行規則第34条）。

(2) 会社が数種の株式を発行し，株式の種類ごとに異なる一単元の株式の数を設定した場合（会社法第188条第3項）

単元株式数	普通株式 1 0 0 0 株	平成19年10月 1日設定
	優先株式 5 0 0 株	平成19年10月 8日登記

2 定款を変更して単元株式数を変更した場合

(1) 通常の場合

単元株式数	<u>1 0 0 0 株</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 設定
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	5 0 0 株	平成 1 9 年 1 1 月 1 日 変更
		平成 1 9 年 1 1 月 8 日 登記

(2) 会社が数種の株式を発行する場合

単元株式数	普通株式 1 0 0 0 株 優先株式 5 0 0 株	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 設定
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
	普通株式 1 0 0 0 株 優先株式 7 5 0 株	平成 1 9 年 1 1 月 1 日 変更
		平成 1 9 年 1 1 月 8 日 登記

3 定款を変更して一単元の株式の数の定めを廃止した場合

単元株式数	<u>1 0 0 0 株</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 設定
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
		平成 1 9 年 1 1 月 1 日 廃止
		平成 1 9 年 1 1 月 8 日 登記

第11 募集株式発行等による発行済株式総数等の変更の登記

1 通常の募集株式発行の場合（会社法第199条，第915条）

(1) 普通株式のみを発行した場合

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>5万株</u>	
	発行済株式の総数 8万株	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記
資本金の額	<u>金2500万円</u>	
	金4000万円	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記

(2) 種類株式発行会社が優先株式を発行した場合

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>5万株</u> 各種の株式の数 普通株式 <u>5万株</u>	
	発行済株式の総数 7万株 各種の株式の数 普通株式 5万株 優先株式 2万株	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記
資本金の額	<u>金2500万円</u>	
	金3500万円	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記

(参考) 定款で各種類の株式の内容の要綱(会社法第108条第3項)を定めた場合において、当該種類の株式を初めて発行した場合

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5万株 各種の株式の数 普通株式 5万株	
	発行済株式の総数 7万株 各種の株式の数 普通株式 5万株 優先株式 2万株	平成19年10月 1日変更 ----- 平成19年10月 8日登記
資本金の額	金2500万円	
	金3500万円	平成19年10月 1日変更 ----- 平成19年10月 8日登記

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内	普通株式 10万株 優先株式 5万株 <u>優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち1株につき年300円を 限度として優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当を受 けるものとする</u>	
	普通株式 10万株 優先株式 5万株 優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち1株につき年300円の 剰余金の配当を受けるものとする 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記	

2 株式を併合した場合

発行可能株式総数	2 0 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1 0 万株</u>	
	発行済株式の総数 5 万株	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 変 更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登 記
資本金の額	金 5 0 0 0 万円	

3 株式の分割をした場合

発行可能株式総数	20万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>5万株</u>	
	発行済株式の総数 10万株	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記
資本金の額	金5000万円	

4 株式の消却をした場合

発行可能株式総数	2 0 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1 0 万株</u>	
	発行済株式の総数 8 万株	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
資本金の額	金 5 0 0 0 万円	

5 新株発行無効の判決が確定した場合

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>10万株</u>	
	発行済株式の総数 <u>12万株</u>	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記
		平成19年11月 1日東京 地方裁判所の新株発行（平成 19年10月 1日）無効の 判決確定
		平成19年11月 8日登記
資本金の額	発行済株式の総数 10万株	
		平成19年11月 8日回復
	<u>金5000万円</u>	
	金6000万円	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記

〔注〕 新株発行無効の判決が確定しても、資本金の額は減少しない（会社計算規則第48条第2項第1号）

第12 株券発行会社に関する登記

1 株券を発行する旨の定め

(1) 株券を発行する旨の定めを設定した場合（会社法第214条）

株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する。 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
-----------------	--

(2) 株券を発行する旨の定めを廃止した場合（会社法第218条）

株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u> 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
	平成20年 4月 1日廃止 平成20年 4月 8日登記

第13 資本金の額の変更に関する登記

- 1 準備金の額又は剰余金の額の減少により資本金の額を増加した場合（会社法第448条, 第450条）

資本金の額	<u>金 5 億円</u>	
	金 7 億円	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記

- 2 準備金の額又は剰余金の額の増加により資本金の額を減少した場合（会社法第447条）

資本金の額	<u>金 5 億円</u>	
	金 2 億 5 0 0 0 万円	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記

- 3 資本の減少無効の判決が確定した場合

資本金の額	<u>金 5 億円</u>	
	<u>金 2 億 5 0 0 0 万円</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日 変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日 登記
		平成 1 9 年 1 1 月 1 日 東京 地方裁判所の資本減少（平成 1 9 年 1 0 月 1 日）無効の 判決確定
		平成 1 9 年 1 1 月 8 日 登記
	金 5 億円	平成 1 9 年 1 1 月 8 日 回復

第14 株主名簿管理人に関する登記

1 株主名簿管理人を設置した場合（会社法第123条）

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区大手町二丁目6番8号 毎朝信託株式会社本店 平成19年10月 1日設置 平成19年10月 8日登記
----------------------------------	--

2 株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所を変更した場合

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	<u>東京都千代田区大手町二丁目6番8号</u> <u>毎朝信託株式会社本店</u> 平成19年10月 1日設置 平成19年10月 8日登記
	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番1号 毎朝信託株式会社本店 平成20年 4月 1日変更 平成20年 4月 8日登記

3 株主名簿管理人を廃止した場合

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	<u>東京都千代田区霞が関三丁目8番5号</u> <u>中日信託株式会社霞が関支店</u> <u>本店 名古屋市中区三の丸二丁目6番9号</u> 平成19年10月 1日設置 平成19年10月 8日登記
	平成20年 4月 1日株主 名簿管理人中日信託株式会 社を廃止 平成20年 4月 8日登記

第15 存続期間又は解散の事由に関する登記

1 存続期間又は解散の事由を設定した場合

(1) 存続期間を設定した場合

存続期間	会社成立の日から満30年 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
------	---

(2) 解散の事由を設定した場合

解散の事由	当会社は、瀬戸内海に沈没している日本丸の引揚作業並びにその解体及び処分 が完了したときに解散する 平成19年10月 1日設定 平成19年10月 8日登記
-------	--

2 存続期間又は解散の事由を変更した場合

(1) 存続期間を変更した場合

存続期間	<u>会社成立の日から満30年</u>
	会社成立の日から満80年 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記

(2) 解散の事由を変更した場合

解散の事由	<u>当社は、群馬県利根郡中岡村に建設中の群馬ダムが竣工したときは解散する</u>
	当社は、群馬県利根郡中岡村に建設中の群馬ダム及び長野県南佐久郡山中村に建設中の長野ダムが竣工したときは解散する 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記

3 存続期間又は解散の事由を廃止した場合

(1) 存続期間を廃止した場合

存続期間	<u>会社成立の日から満30年</u>
	平成19年10月 1日廃止 平成19年10月 8日登記

(2) 解散の事由を廃止した場合

解散の事由	<u>当社は、瀬戸内海に沈没している日本丸の引揚作業並びにその解体及び処分 が完了したときに解散する</u>
	平成19年10月 1日廃止 平成19年10月 8日登記

第16 新株予約権に関する登記

1 新株予約権を発行した場合

(1) 新株予約権を発行した場合（取得条項付新株予約権の登記）

新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 5000株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 100万円 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 証券取引所に上場されている有価証券であって、当該証券取引所の開設する市場における当該新株予約権の行使の前日の最終価格により算定して100万円に相当するもの 新株予約権を行使することができる期間 平成25年3月31日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。
	平成19年 3月27日発行 平成19年 4月 2日登記

〔注〕 新株予約権の行使に際してする出資が金銭のみの場合は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の記録のみが必要であるが、金銭以外の財産のみの場合は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」及び「金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額」の記録が必要である。

(1) 新株予約権の一部が行使された場合

新株予約権	第1回新株予約権	
	新株予約権の数	
	<u>100個</u>	
	80個	
	平成19年 9月30日変更	平成19年10月 8日登記
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	
	<u>普通株式 5000株</u>	
	普通株式 4000株	
	平成19年 9月30日変更	平成19年10月 8日登記
	募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨	
	無償	
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	
	100万円	
	新株予約権を行使することができる期間	
	平成25年3月31日まで	
	新株予約権の行使の条件	
この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における		
当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。		
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件		
当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来し		
たときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をも		
って取得することができる。		
	平成19年 3月27日発行	
	平成19年 4月 2日登記	

(2) 新株予約権の全部が行使された場合

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>50万株</u>	
	発行済株式の総数 50万5000株	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記
資本金の額	<u>金5億円</u>	
	金6億円	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記
新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>100個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>普通株式 5000株</u> <u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨</u> <u>無償</u> <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> <u>100万円</u> <u>新株予約権を行使することができる期間</u> <u>平成25年3月31日まで</u> <u>新株予約権の行使の条件</u> <u>この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における</u> <u>当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。</u> <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> <u>当会社は、当会社の新株予約権について当会社が別に定める日が到来した</u> <u>ときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもつ</u> <u>て取得することができる。</u>	
	平成19年 3月27日発行 平成19年 4月 2日登記	
	平成19年10月1日新株予約権全部行使 平成19年10月 8日登記	

3 新株予約権の消却による変更の登記（会社法第276条）

(1) 新株予約権の一部が消却された場合

新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 <u>100個</u> 90個 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 <u>普通株式 5000株</u> 普通株式 4500株 平成19年10月 1日変更 平成19年10月 8日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 100万円 新株予約権を行使することができる期間 平成25年3月31日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社は、会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。 平成19年 3月28日発行 平成19年 4月 2日登記
-------	---

(2) 新株予約権の全部が消却された場合

新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>100個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>普通株式 5000株</u> <u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨</u> <u>無償</u> <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> <u>100万円</u> <u>新株予約権を行使することができる期間</u> <u>平成25年3月31日まで</u> <u>新株予約権の行使の条件</u> <u>この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。</u> <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> <u>当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。</u>	<table><tr><td>平成19年</td><td>3月27日発行</td></tr><tr><td colspan="2">-----</td></tr><tr><td>平成19年</td><td>4月2日登記</td></tr></table>	平成19年	3月27日発行	-----		平成19年	4月2日登記
	平成19年	3月27日発行						

平成19年	4月2日登記							
平成19年10月1日新株予約権全部消却								
平成19年10月8日登記								

4 新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使期間が満了した場合（会社法第287条）

新株予約権	第1回新株予約権	
	新株予約権の数	
	100個	
	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法	
	普通株式 5000株	
	募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨	
	無償	
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	
	100万円	
	新株予約権を行使することができる期間	
	平成25年3月31日まで	
	新株予約権の行使の条件	
	この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における	
	当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。	
	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	
	当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。	
		平成19年 3月27日発行

		平成19年 4月 1日登記
	平成25年4月1日行使期間満了	
		平成25年 4月10日登記

5 会社分割，株式交換又は株式移転をする際に他の会社の新株予約権を交付する場合

(1) 株式交換により完全子会社となる会社の新株予約権についての登記（会社法第769条第4項）

新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>100個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>普通株式 5000株</u>
	平成19年10月1日株式交換契約新株予約権消滅 平成19年10月 8日登記

(2) 株式移転により完全子会社となる会社の新株予約権についての登記（会社法第774条第4項）

新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>100個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u> <u>普通株式 5000株</u>
	平成19年10月1日株式移転計画新株予約権消滅 平成19年10月 8日登記

〔注〕 その他の原因としては「吸収分割契約新株予約権消滅」（会社法第759条第5項），「新設分割計画新株予約権消滅」（会社法第764条第7項）が挙げられる。

第17 株式会社を持分会社とする組織変更の登記

1 持分会社についてする設立の登記（合名会社の例による。会社法第744条，第920条）

商 号	合名会社横浜木材商店
本 店	横浜市中区山下町37番地の9
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成12年10月1日
目 的	1 木材の販売 2 上記に附帯する一切の業務
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目10番地 社員 合名会社甲野商店
	横浜市中区本牧町二丁目20番地 社員 乙 野 次 郎
	横浜市中区山下町15番地 社員 丙 野 五 郎
	代表社員 合名会社甲野商店 横浜市中区本町二丁目10番地 職務執行者 甲野太郎
支 店	1 神奈川県横須賀市日の出町一丁目4番地
存続期間	会社成立の日から満50年
登記記録に関する事項	平成19年10月1日株式会社横浜木材商店を組織変更し設立 平成19年10月 8日登記

2 株式会社についてする解散の登記

登記記録に関する 事項	平成19年10月1日横浜市中区山下町37番地の9合名会社横浜木材商店に 組織変更し解散 平成19年10月 8日登記 平成19年10月 8日閉鎖
----------------	--

第18 合併に関する登記

1 新設合併の場合

(1) 新設会社（本店の所在地とする場合）

商 号	中央化学工業株式会社
本 店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載して する
会社成立の年月日	平成19年10月1日
目 的	1 化学薬品、医薬品、獣医薬品の製造及び販売 2 化成燐肥その他の肥料類の製造及び販売 3 前各号に関連する一切の業務
発行可能株式総数	200万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 50万株
資本金の額	金2億5000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 丙 野 五 郎
	東京都世田谷区赤堤二丁目3番5号 代表取締役 甲 野 太 郎
	監査役 丁 野 六 郎

支 店	1 東京都港区北青山三丁目5番1号
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	東京都台東区上野二丁目1番1号山本肥料株式会社及び東京都中央区日本橋本町二丁目8番1号中央薬品工業株式会社の合併により設立 平成19年10月 1日登記

〔注〕 新設会社が合併に際して新株予約権を発行したときは、上記の登記と同時に、発行した新株予約権の登記を次のようにする（会社法第753条）。

合併に際して新株予約権を発行した場合

新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 5000株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 100万円 新株予約権を行使することができる期間 平成25年3月31日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。
-------	---

〔注〕 新設会社の支店の所在地で登記する場合は、次の例による。

商 号	中央化学工業株式会社
本 店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番１号
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支 店	１ 東京都港区北青山三丁目５番１号
登記記録に関する 事項	平成１９年１０月１日東京都台東区上野二丁目１番１号山本肥料株式会社及び 東京都中央区日本橋本町二丁目８番１号中央薬品工業株式会社の合併により設 立 平成１９年１０月 ８日登記

(2) 消滅会社（本店の所在地である場合）

登記記録に関する事項	平成19年10月1日東京都台東区上野二丁目1番1号山本肥料株式会社と合併して東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号中央化学工業株式会社を設立し解散 平成19年10月 1日登記 平成19年10月 1日閉鎖
------------	---

〔注〕 解散の年月日は、合併の効力の生じた日、すなわち、新設会社の設立の登記をした日である。

2 吸収合併の場合

(1) 存続会社（本店の所在地でする場合）

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1 5 0 万株</u>	
	発行済株式の総数 2 5 0 万株	平成 1 9 年 9 月 2 8 日変更 ----- 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記
資本金の額	<u>金 7 億 5 0 0 0 万円</u>	
	金 1 2 億 5 0 0 0 万円	平成 1 9 年 9 月 2 8 日変更 ----- 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記

吸収合併	平成 1 9 年 9 月 2 8 日東京都中野区野方一丁目 3 4 番 1 号新田商事株式会社を 合併 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記
------	--

〔注〕 吸収合併の年月日及び発行済株式総数等の変更年月日は，合併契約において定められた効力発
生日を記録する。

(2) 消滅会社（本店の所在地でする場合）

登記記録に関する 事項	平成 1 9 年 9 月 2 8 日東京都文京区西片一丁目 3 6 番 1 号岡村物産株式会社に 合併し解散 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記 平成 1 9 年 1 0 月 8 日閉鎖
----------------	---

〔注〕 解散の年月日は，合併契約において定められた効力発生日を記録する。

3 合併無効の判決が確定した場合

吸収合併の場合

存続会社

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1 5 0 万株</u>	
	発行済株式の総数 <u>2 5 0 万株</u>	平成 1 9 年 9 月 2 8 日変更
		平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記
	発行済株式の総数 1 5 0 万株	平成 1 9 年 1 1 月 1 日東京 地方裁判所の合併無効の判決 確定により変更
		平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記
資本金の額	<u>金 7 億 5 0 0 0 万円</u>	
	金 1 2 億 5 0 0 0 万円	平成 1 9 年 9 月 2 8 日変更
		平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記
吸収合併	<u>平成 1 9 年 9 月 2 8 日東京都中野区野方一丁目 3 4 番 1 号新田商事株式会社を 合併</u>	
	平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記	
	平成 1 9 年 1 1 月 1 日東京地方裁判所の合併無効の判決確定	
	平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記	

〔注〕吸収合併無効の判決が確定しても、資本金の額は減少しない（会社計算規則第 4 8 条第 2 項第 3 号）。

消滅会社

登記記録に関する 事項	<u>平成19年9月28日東京都文京区西片一丁目36番1号岡村物産株式会社に 合併し解散</u> 平成19年10月 8日登記 平成19年10月 8日閉鎖
	平成19年11月 8日復活
	平成19年11月1日東京地方裁判所の合併無効の判決確定により回復 平成19年11月 8日登記

第19 会社分割に関する登記

1 新設分割の場合（会社法第763条，第924条）

(1) 設立会社（本店の所在地である場合）

商 号	千代田商事株式会社
本 店	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成19年10月1日
目 的	1 化学薬品の販売及び輸出入 2 医薬品の販売及び輸出入
発行可能株式総数	4000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株
資本金の額	金5000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 丙 野 三 郎
	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 代表取締役 甲 野 太 郎
	監査役 丁 野 四 郎
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 10個

	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 50株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 100万円 新株予約権を行使することができる期間 平成25年3月31日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における 当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する 事項	東京都台東区上野一丁目1番1号台東商事株式会社から分割により設立 平成19年10月1日登記

〔注〕新設会社の支店の所在地で登記する場合には、次の例による。

商 号	千代田商事株式会社
本 店	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
支 店	1 東京都港区北青山三丁目 5 番 1 号
登記記録に関する 事項	平成 1 9 年 1 0 月 1 日東京都台東区上野一丁目 1 番 1 号台東商事株式会社から 分割により設立 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

(2) 分割会社（本店の所在地でする場合）

会社分割	平成19年10月1日東京都千代田区大手町一丁目1番1号千代田商事株式会社 に分割 平成19年10月 8日登記
------	--

〔注〕1 会社分割と同時に、分割会社において資本金の額を減少したときは、この例による

資本金の額	<u>金1億円</u>	
	金5000万円	平成19年10月 1日変更
		平成19年10月 8日登記

〔注〕2 新設分割設立会社が、分割会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる新設分割設立会社の新株予約権を交付した結果、分割会社の新株予約権が消滅した場合（会社法第764条第7項）

新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>100個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>普通株式 5000株</u> <u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨</u> <u>無償</u> <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> <u>100万円</u> <u>新株予約権を行使することができる期間</u> <u>平成25年3月31日まで</u> <u>新株予約権の行使の条件</u> <u>この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。</u>	
	平成19年 8月28日発行 平成19年 8月31日登記	
	平成19年10月1日新設分割計画新株予約権消滅 平成19年10月 8日登記	

2 吸収分割の場合

(1) 承継会社（会社法第758条）（本店所在地である場合）

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1 0 0 0 株</u>	
	発行済株式の総数 2 0 0 0 株	平成19年 9月28日変更
		平成19年10月 8日登記
資本金の額	<u>金 5 0 0 0 万円</u>	
	金 1 億円	平成19年 9月28日変更
		平成19年10月 8日登記

新株予約権	第3回新株予約権 新株予約権の数 1 0 0 個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 5 0 0 0 株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 1 0 0 万円 新株予約権を行使することができる期間 平成25年3月31日まで 新株予約権の行使の条件 この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における 当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。	
		平成19年 9月28日発行
		平成19年10月 8日登記

会社分割	平成19年9月28日東京都台東区上野二丁目1番1号台東商事株式会社から 分割	
		平成19年10月 8日登記

〔注〕 吸収分割の年月日は、分割契約において定められた効力発生日を記載する。

(2) 分割会社（会社法第758条）（本店の所在地においてする場合）

会社分割	平成19年9月28日東京都千代田区大手町一丁目1番1号千代田商事株式会社 に分割 平成19年10月15日登記
------	--

- 〔注〕 1 吸収分割の年月日は、分割契約において定められた効力発生日を記載する。
 2 吸収分割承継会社が、分割会社の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる吸収分割承継会社の新株予約権を交付した結果、分割会社の新株予約権が消滅した場合（会社法第759条第5項）

新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>100個</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>普通株式 5000株</u> <u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨</u> <u>無償</u> <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> <u>100万円</u> <u>新株予約権を行使することができる期間</u> <u>平成25年3月31日まで</u> <u>新株予約権の行使の条件（出資の目的及び行使期間を除く。）</u> <u>この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における</u> <u>当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。</u>		
	<table><tr><td>平成19年 8月28日発行</td></tr><tr><td>-----</td></tr><tr><td>平成19年 8月31日登記</td></tr></table>	平成19年 8月28日発行	-----
平成19年 8月28日発行			

平成19年 8月31日登記			
	平成19年9月28日吸収分割契約新株予約権消滅 平成19年10月15日登記		

3 会社分割無効の判決が確定した場合

(1) 吸収分割の場合

承継会社

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>1 0 0 0 株</u>	
	発行済株式の総数 <u>2 0 0 0 株</u>	平成 1 9 年 9 月 2 8 日変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
	発行済株式の総数 1 0 0 0 株	平成 1 9 年 1 1 月 1 日東京 地方裁判所の分割無効の判決 確定により変更
		平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記
資本金の額	<u>金 5 0 0 0 万円</u>	
	金 1 億円	平成 1 9 年 9 月 2 8 日変更
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

会社分割	<u>平成 1 9 年 9 月 2 8 日東京都台東区上野二丁目 1 番 1 号台東商事株式会社から 分割</u>	
	平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記	
	平成 1 9 年 1 1 月 1 日東京地方裁判所の分割無効の判決確定	
	平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記	

〔注〕 吸収分割無効の判決が確定しても、資本金の額は減少しない（会社計算規則第 4 8 条第 2 項第 3 号）

分割会社

会社分割	<u>平成 1 9 年 9 月 2 8 日東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号千代田商事株式会 社に分割</u>	
	平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日登記	
	平成 1 9 年 1 1 月 1 日東京地方裁判所の分割無効の判決確定	
	平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記	

第20 解散に関する登記

1 総会の決議により解散した場合（会社法第471条）

解 散	平成20年4月1日株主総会の決議により解散 平成20年 4月 8日登記
-----	--

〔注〕 解散の登記をしたときは、次に掲げる登記に抹消する記号を記録しなければならない（規則第72条）（監査役、監査役設置会社、監査役会設置会社については抹消記号を記録しない。）。

1. 取締役会設置会社である旨の登記並びに取締役、代表取締役及び社外取締役に係る登記
2. 特別取締役による議決の定めがある旨の登記及び特別取締役に係る登記
3. 会計参与設置会社である旨の登記及び会計参与に係る登記
4. 会計監査人設置会社である旨の登記及び会計監査人に関する登記
5. 委員会設置会社である旨の登記並びに委員、執行役及び代表執行役に関する登記
6. 支配人に関する登記

2 存続期間の満了により解散した場合

解 散	平成19年10月1日存続期間の満了により解散 平成19年10月 8日登記
-----	---

〔注〕 この場合の解散の日は、存続期間の満了の日の翌日である。

3 定款に定めた解散事由の発生により解散した場合

解 散	平成19年10月1日定款所定の解散事由の発生により解散 平成19年10月 8日登記
-----	--

4 解散を命ずる判決の確定により解散した場合

解 散	平成19年10月1日東京地方裁判所の解散を命ずる判決の確定により解散 平成19年10月 8日登記
-----	---

5 会社法第472条の規定により解散した場合（登記されていない期間は、5年から12年に変更されている。）

解 散	平成19年10月1日会社法第472条第1項の規定により解散 平成19年10月 8日登記
-----	--

6 委員会設置会社が解散した場合

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>甲 野 太 郎</u>
	<u>取締役</u>	<u>乙 田 春 子</u>
	<u>取締役</u>	<u>丙 川 三 郎</u>
	<u>取締役</u>	<u>丁 山 四 郎</u>
	<u>取締役</u>	<u>戊 沢 五 郎</u>
	<u>(社外取締役)</u>	
	<u>取締役</u>	<u>己 島 夏 江</u>
	<u>(社外取締役)</u>	
	<u>取締役</u>	<u>庚 塚 七 郎</u>
	<u>(社外取締役)</u>	
	<u>会計監査人</u>	<u>監 査 法 人 桜 会</u>
	<u>指名委員</u>	<u>乙 田 春 子</u>
	<u>指名委員</u>	<u>戊 沢 五 郎</u>
	<u>指名委員</u>	<u>己 島 夏 江</u>
	<u>監査委員</u>	<u>丙 川 三 郎</u>
	<u>監査委員</u>	<u>己 島 夏 江</u>
	<u>監査委員</u>	<u>庚 塚 七 郎</u>
	<u>報酬委員</u>	<u>丁 山 四 郎</u>
	<u>報酬委員</u>	<u>戊 沢 五 郎</u>
	<u>報酬委員</u>	<u>庚 塚 七 郎</u>
	<u>執行役</u>	<u>甲 野 太 郎</u>
	<u>執行役</u>	<u>辛 岡 八 郎</u>

	<u>執行役</u> <u>壬 池 九 郎</u>	
	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> <u>代表執行役</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	清算人 甲 野 太 郎	平成20年 4月 8日登記
	清算人 乙 田 春 子	平成20年 4月 8日登記
	清算人 丁 山 四 郎	平成20年 4月 8日登記
	清算人 戊 沢 五 郎	平成20年 4月 8日登記
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表清算人 甲 野 太 郎	平成20年 4月 8日登記
	監査役 丙 川 三 郎	平成20年 4月 8日登記
	監査役 己 島 夏 江	平成20年 4月 8日登記
	監査役 庚 塚 七 郎	平成20年 4月 8日登記
取締役会設置会社 に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成20年 4月 1日設定 平成20年 4月 8日登記
会計監査人設置 会社に関する事項	<u>会計監査人設置会社</u>	
委員会設置会社 に関する事項	<u>委員会設置会社</u>	
清算人会設置会社 に関する事項	清算人会設置会社	平成20年 4月 8日登記
解 散	平成20年4月1日株主総会の決議により解散	
		平成20年 4月 8日登記

第21 清算株式会社に関する登記

- 1 清算人，代表清算人を選任した場合（最初の清算人及び代表清算人。会社法第478条，第928条）

役員に関する事項	清算人 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日登記
	清算人 乙 野 次 郎	平成19年10月 1日登記
	清算人 丙 野 五 郎	平成19年10月 1日登記
	東京都大田区東雪谷四丁目15番1号 代表清算人 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日登記

〔注〕 取締役が清算人となった場合（会社法第478条第1項第1号），定款に規定された者が清算人となった場合（会社法第478条第1項第2号）又は利害関係人の請求によって裁判所の選任した者が清算人となった場合（会社法第478条第2項）も，同様である。

最初の清算人選任と同時に清算人会設置会社に関する定めを設けた場合又は清算人会設置会社に関する定めがある場合（会社法第928条第1項3号）

清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社 平成19年10月 1日登記
----------------	---------------------------

清算手続開始後に，清算人会設置会社の定めを設けた場合

清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社 平成19年12月 3日設定 平成19年12月10日登記
----------------	---

2 清算人が辞任，死亡した場合（会社法第928条第4項）

役員に関する事項	<u>清算人</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
		平成19年10月 1日登記
		平成19年12月 3日辞任
		平成19年12月10日登記
	清算人 乙 野 次 郎	
		平成19年10月 1日登記
	清算人 丙 野 五 郎	
		平成19年10月 1日登記
	<u>東京都杉並区和泉一丁目1番1号</u> <u>代表清算人</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
		平成19年10月 1日登記
		平成19年12月 3日退任
		平成19年12月10日登記
	東京都新宿区新宿三丁目17番1号 代表清算人 丙 野 五 郎	
		平成19年10月 1日登記

〔注〕 清算人が死亡した場合は「平成19年12月3日死亡，平成19年12月10日登記」の記載によるものとする。

3 清算人又は代表清算人が就任した場合（変更による清算人又は代表清算人）（会社法第928条）

役員に関する事項	清算人 甲 野 太 郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	清算人 乙 野 次 郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	東京都杉並区和泉一丁目1番1号 代表清算人 甲 野 太 郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記

（参考）会社法第480条第1項の規定により監査役を置く旨の定めを廃止した場合

役員に関する事項	<u>監査役</u> 丙 野 八 郎	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成20年 4月 1日退任
		平成20年 4月 8日登記

監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>
	平成20年 4月 1日廃止 平成20年 4月 8日登記

〔注〕 退任日は定款の効力が発生した日である（会社法第480条第1項）。

第22 継続の登記

会社継続	平成19年10月1日会社継続 平成19年10月 8日登記
------	---------------------------------

〔注〕 この登記をしたときは、解散、清算人、代表清算人及び清算人会設置会社である旨の登記に抹消記号を記録する（規則第73条）。

第23 清算終了の登記

登記記録に関する 事項	平成19年10月1日清算終了 平成19年10月 8日登記 平成19年10月 8日閉鎖
----------------	--

第 5 節 合 名 会 社 の 登 記

第 1 設 立 に 関 す る 登 記

1 設 立 の 登 記

(1) 本 店 所 在 地 で す る 場 合

商 号	合 名 会 社 横 浜 木 材 商 店
本 店	横 浜 市 中 区 山 下 町 3 7 番 地 の 9
公 告 を す る 方 法	官 報 に 掲 載 し て す る
会 社 成 立 の 年 月 日	平 成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 木 材 の 販 売 2 上 記 に 附 帯 す る 一 切 の 事 業
社 員 に 関 す る 事 項	横 浜 市 中 区 本 町 二 丁 目 1 0 番 地 社 員 甲 野 太 郎
	横 浜 市 中 区 本 牧 町 二 丁 目 2 0 番 地 社 員 乙 野 次 郎
	横 浜 市 中 区 山 下 町 1 5 番 地 社 員 株 式 会 社 丙 野 商 店
	代 表 社 員 甲 野 太 郎
支 店	1 神 奈 川 県 横 須 賀 市 日 の 出 町 一 丁 目 4 番 地
存 続 期 間	会 社 成 立 の 日 か ら 満 5 0 年
登 記 記 録 に 関 す る 事 項	設 立 平 成 1 9 年 1 0 月 1 日 登 記

(2) 支店所在地である場合

商 号	合 名 会 社 横 浜 木 材 商 店
本 店	横 浜 市 中 区 山 下 町 3 7 番 地 の 9
会 社 成 立 の 年 月 日	平 成 1 9 年 1 0 月 1 日
支 店	1 神 奈 川 県 横 須 賀 市 日 の 出 町 一 丁 目 4 番 地
登 記 記 録 に 関 す る 事 項	設 立 平 成 1 9 年 1 0 月 8 日 登 記

〔注〕 会社設立と同時に支店を他の登記所の管轄区域内に設置した場合、その支店である登記の例である。

第 2 商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記

第 3 本店移転の登記

第 4 支店の設置，移転及び廃止の登記

これらについては，第 4 節の株式会社の第 2 から第 4 までの例参照

第5 社員の加入，退社等に関する登記

1 社員が加入した場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町40番地 社員 丁 野 四 郎	平成19年10月 1日加入
		平成19年10月 8日登記
	横浜市中区山下町40番地 社員 株式会社甲野商店	平成19年10月 1日加入
		平成19年10月 8日登記

（参考）社員が各自会社を代表する場合には，法人である社員について，次のとおり職務執行者の住所・氏名の登記を要する。

社員に関する事項	横浜市中区山下町40番地 社員 株式会社甲野商店 東京都大田区中央三丁目4番6号 職務執行者 甲野一郎	平成19年10月 1日加入
		平成19年10月 8日登記

2 社員が退社した場合

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町1番地</u> <u>社員 丙 野 太 郎</u>	
		平成19年11月 1日退社
		平成19年11月 8日登記

〔注〕 1 設立当初からの社員が任意退社（会社法第606条），総社員の同意，定款に定めた事由の発生（会社法第607条第1項第1号，第2号）の事由により退社した場合の例である。

2 死亡，合併，破産手続開始の決定，解散，後見開始の審判を受けたこと（会社法第607条第1項第3号から第7号）の事由により退社した場合は，原因項目を「死亡」，「合併」，「破産手続開始決定」，「解散」，「後見開始」等とする。

3 社員が退社し，加入した場合

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町 6 番地</u> <u>社員</u> <u>甲 野 五 郎</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日加入

		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

		平成 1 9 年 1 1 月 1 日退社

		平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記

	横浜市中区山下町 2 6 番地 社員 乙 野 八 郎	平成 1 9 年 1 1 月 1 日加入

		平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記

4 社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合

(1) 氏名変更の場合

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町3番地</u>	
	<u>社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	横浜市中区山下町3番地	
	社員 乙 川 太 郎	平成19年11月 1日甲野太郎の氏変更
		平成19年11月 8日登記

〔注〕 法人が社員の場合は、「株式会社甲野商店の商号変更」、「合併（組織変更又は種類変更）による何某の商号変更」等と記載する。

(2) 住所移転の場合

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町4番地</u>	
	<u>社員</u> <u>乙 野 次 郎</u>	
	横浜市中区山下町37番地の9	
	社員 乙 野 次 郎	平成19年11月 1日住所移転
		平成19年11月 8日登記

〔注〕 法人が社員の場合は、「本店移転」、「合併（種類変更）による本店移転」等と記載する。

(3) 住所変更の場合（住居表示の実施）

社員に関する事項	<u>横浜市中区本町二丁目10番地</u>	
	<u>社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	横浜市中区本町二丁目1番2号	
	社員 甲 野 太 郎	平成19年11月 1日住居表示実施
		平成19年11月 8日登記

〔注〕 行政区画変更の場合は、以下のとおり原因項目を「住所変更」とし、登記項目を「修正」とする（準則第56条）。

社員に関する事項	<u>横浜市港北区瀬谷三丁目1番地</u>	
	<u>社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	横浜市瀬谷区北瀬谷一丁目1番地	
	社員 甲 野 太 郎	平成19年11月 1日住所変更
		平成19年11月 8日修正

(4) 社員の氏名又は名称が変更になると同時に、住所又は主たる事務所が変更になる場合

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町40番地</u> <u>社員</u> <u>株式会社甲野商店</u>	平成19年10月 1日加入

	東京都文京区目白台一丁目21番5号 <u>社員</u> <u>株式会社甲野商事</u>	平成19年10月 8日登記

		平成20年 4月 1日株式会社甲野商店の商号変更及び本店移転

		平成20年 4月 8日登記

5 社員各自が会社を代表する場合に、法人である社員の職務執行者に関する変更があったとき

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町40番地</u> <u>社員</u> <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都大田区中央三丁目4番6号</u> <u>職務執行者</u> <u>甲野一郎</u>	平成19年10月 1日加入

	横浜市中区山下町40番地 <u>社員</u> <u>株式会社甲野商店</u> 東京都大田区蒲田三丁目2番1号 <u>職務執行者</u> <u>乙野二郎</u>	平成19年10月 8日登記

		平成20年 4月 1日変更

		平成20年 4月 8日登記

6 4及び5の登記を同時にする場合の登記

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町40番地</u> <u>社員</u> <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都大田区中央三丁目4番6号</u> <u>職務執行者</u> <u>甲野一郎</u>	平成19年10月 1日加入

	東京都文京区目白台一丁目21番5号 <u>社員</u> <u>株式会社甲野商事</u> 東京都大田区蒲田三丁目2番1号 <u>職務執行者</u> <u>乙野二郎</u>	平成19年10月 8日登記

		平成20年 4月 1日株式会社甲野商店の商号変更、本店移転等

		平成20年 4月 8日登記

第6 代表社員に関する登記（会社を代表しない社員がある場合に限る。）

1 代表社員が就任した場合

(1) 代表社員が就任した場合

社員に関する事項	代表社員 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記

(2) 法人が代表社員となった場合

社員に関する事項	代表社員 株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記

2 代表社員が辞任，死亡した場合

(1) 代表社員が辞任した場合

社員に関する事項	<u>代表社員</u> <u>乙 野 次 郎</u>	
		平成19年10月 1日辞任
		平成19年10月 8日登記

(2) 代表社員が死亡した場合

社員に関する事項	<u>代表社員</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年12月 3日死亡
		平成19年12月10日登記

(3) 法人である代表社員が辞任した場合

社員に関する事項	<u>代表社員</u> <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u> <u>職務執行者</u> <u>甲野太郎</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
		平成19年12月 3日辞任
		平成19年12月10日登記

3 社員が1名になったことに伴い代表社員の登記を抹消する場合

社員に関する事項	東京都大田区中央三丁目5番8号 社員 甲 野 太 郎	
	<u>東京都中央区築地二丁目8番7号</u> <u>社員</u> <u>乙 野 次 郎</u>	
	平成19年12月 3日退社 ----- 平成19年12月10日登記	
代表社員	<u>代表社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	平成19年12月 3日社員 が1名となったため抹消 ----- 平成19年12月10日登記	

4 代表社員の商号変更があった場合

社員に関する事項	<u>代表社員</u> <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u> <u>職務執行者</u> <u>甲野太郎</u>	平成19年12月 3日就任 ----- 平成19年12月10日登記
	代表社員 株式会社甲野商事 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 1日株式 会社甲野商店の商号変更 ----- 平成20年 4月 8日登記

〔注〕 合併，組織変更，種類変更等による代表社員の商号又は名称を変更した場合は，原因項目を「合併（組織変更又は種類変更）による何某の商号変更」等とする。

5 職務執行者に関する変更の登記

(1) 職務執行者を変更した場合

ア 職務執行者を1名選任している代表社員において、当該職務執行者が辞任、死亡し、又は解任され、新たな職務執行者を1名選任した場合

社員に関する事項	代表社員 <u>株式会社甲野商店</u> 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	代表社員 <u>株式会社甲野商店</u> 東京都大田区蒲田三丁目2番1号 職務執行者 <u>乙野次郎</u>	平成20年 4月 1日変更
		平成20年 4月 8日登記

イ 職務執行者を1名選任している代表社員において、新たな職務執行者を1名選任した場合

社員に関する事項	代表社員 <u>株式会社甲野商店</u> 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	代表社員 <u>株式会社甲野商店</u> 東京都大田区蒲田三丁目2番1号 職務執行者 <u>乙野次郎</u>	平成20年 4月 1日職務執行者就任
		平成20年 4月 8日登記

ウ 職務執行者が複数名ある場合に、そのうち1名が辞任等をしたとき。

社員に関する事項	代表社員 <u>株式会社甲野商店</u> 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	代表社員 <u>株式会社甲野商店</u> 東京都大田区蒲田三丁目2番1号 職務執行者 <u>乙野次郎</u>	平成20年 4月 1日職務執行者就任
		平成20年 4月 1日登記
		平成20年10月 1日職務執行者辞任
		平成20年10月 8日登記

(2) 職務執行者の住所及び氏名が変更となった場合

社員に関する事項	<u>代表社員</u> <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年12月 3日就任
	<u>職務執行者</u> <u>甲野太郎</u>	平成19年12月10日登記
	代表社員 株式会社甲野商店 東京都千代田区丸の内一丁目2番2号	平成20年 4月 1日変更
	職務執行者 丙野太郎	平成20年 4月 8日登記

〔注〕 住所移転又は氏名変更のみの場合も原因は同様に「年月日変更」とする。

6 代表社員の氏名又は名称の変更と職務執行者に関する変更を同時にする場合

職務執行者を1名選任している代表社員において、当該代表社員の商号を変更し、職務執行者の住所変更をした場合

社員に関する事項	<u>代表社員</u> <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年12月 3日就任
	<u>職務執行者</u> <u>甲野太郎</u>	平成19年12月10日登記
	代表社員 株式会社甲野商事 東京都千代田区丸の内一丁目2番2号	平成20年 4月 1日株式会社甲野商店の商号変更等
	職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 8日登記

〔注〕 1 職務執行者の氏名変更を行った場合も同様とする。

2 代表社員の商号変更と同時に併せて職務執行者の追加があった場合は以下の記録例とする。

社員に関する事項	<u>代表社員</u> <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年12月 3日就任
	<u>職務執行者</u> <u>甲野太郎</u>	平成19年12月10日登記
	代表社員 株式会社甲野商事 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	平成20年 4月 1日株式会社甲野商店の商号変更
	職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 8日登記
	代表社員 株式会社甲野商事 東京都大田区蒲田三丁目2番1号	平成20年 4月 1日職務執行者就任
	職務執行者 乙野次郎	平成20年 4月 8日登記

7 代表社員の職務執行を停止し、職務代行者を選任した場合

(1) 職務執行を停止した場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町1番地 社員 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日加入
		平成19年10月 8日登記
	代表社員 甲 野 太 郎	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
	代表社員甲野太郎の代表権につき職務執行停止	平成19年11月 1日東京 地方裁判所の決定
		平成19年11月 8日登記

(2) 職務代行者を選任した場合

社員に関する事項	代表社員職務代 乙 山 二 郎 行者	平成19年11月 1日東京 地方裁判所の選任
		平成19年11月 8日登記

第 7 存続期間又は解散の事由に関する登記

1 存続期間又は解散の事由を設定した場合

存続期間	会社成立の日から満 30 年 平成 19 年 11 月 1 日設定 平成 19 年 11 月 8 日登記
------	---

〔注〕 解散の事由を設定した場合については、第 4 節株式会社の第 15 の 1 の (2) の例参照。

2 存続期間又は解散の事由を変更した場合

存続期間	<u>会社成立の日から満 30 年</u>
	会社成立の日から満 50 年 平成 19 年 11 月 1 日変更 平成 19 年 11 月 8 日登記

〔注〕 解散の事由を変更した場合については、第 4 節株式会社の第 15 の 2 の (2) の例参照。

3 存続期間又は解散の事由を廃止した場合

存続期間	<u>会社成立の日から満 30 年</u>
	平成 19 年 11 月 1 日廃止 平成 19 年 11 月 8 日登記

〔注〕 解散の事由を廃止した場合については、第 4 節株式会社の第 15 の 3 の (2) の例参照。

第 8 合名会社を合資会社（又は合同会社）とする種類変更の登記

1 合資会社（又は合同会社）についてする設立の登記

商 号	合資会社横浜製菓
本 店	横浜市戸塚区戸塚町 2 0 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 和菓子の製造販売 2 上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目 1 0 番地 無限責任社員 甲 野 太 郎
	横浜市中区本町三丁目 1 9 番地 無限責任社員 株 式 会 社 乙 野 商 事
	横浜市戸塚区戸塚町 2 2 番地 無限責任社員 丙 野 五 郎
	横浜市中区本町五丁目 2 5 番地 有限責任社員 丁 野 八 郎 金 1 2 0 万円 全部履行
	代表社員 丙 野 五 郎
存続期間	会社成立の日から満 2 0 年
登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 2 月 3 日横浜製菓合名会社を種類変更し設立 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日登記

2 合名会社についてする解散の登記

登記記録に関する 事項	平成19年12月3日横浜市戸塚区戸塚町20番地合資会社横浜製菓に種類変 更し解散 平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖
----------------	---

第 9 組織変更の登記

1 株式会社についてする設立の登記

商 号	株式会社横浜製菓
本 店	横浜市戸塚区戸塚町 2 0 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 和菓子の製造販売 2 上記に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	4 0 0 0 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 0 株
資本金の額	金 1 0 0 0 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、当会社の承認がなければ譲渡することができない
株券を発行する旨 の定め	当会社は株券を発行することができる。
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	東京都大田区東蒲田二丁目 3 番 1 号 代表取締役 甲 野 太 郎
存続期間	会社成立の日から満 2 0 年
登記記録に関する 事項	平成 1 9 年 1 2 月 3 日横浜製菓合名会社を組織変更し設立 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日登記

2 合名会社についてする解散の登記

登記記録に関する 事項	平成19年12月3日横浜市戸塚区戸塚町20番地株式会社横浜製菓に組織変 更し解散 平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖
----------------	---

第10 合併に関する登記

1 新設合併の場合

(1) 新設会社（合名会社）

商 号	横浜製菓合名会社
本 店	横浜市中区山下町 3 7 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 和菓子の製造販売 2 上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目 1 0 番地 社員 甲 野 太 郎
	横浜市中区本町三丁目 1 番地 社員 乙 野 次 郎
	横浜市中区山下町 1 5 番地 社員 株式会社丙野商店
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 横浜市磯子区磯子三丁目 5 番 2 7 号
存続期間	会社成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町 1 0 番地株式会社山田菓子と横浜市中区山下町 1 番地岡田製菓合名会社の合併により設立 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記

(2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成19年10月1日横浜市中区山下町10番地株式会社山田菓子と合併して 横浜市中区山下町37番地横浜製菓合名会社を設立し解散 平成19年10月 1日登記 平成19年10月 1日閉鎖
------------	--

2 吸収合併の場合

(1) 存続会社（合名会社）

社員に関する事項	横浜市中区山下町4番地 社員 丁 野 六 郎	合併による加入 ----- 平成19年10月 1日登記
	横浜市中区山下町55番地 社員 株式会社丙野商店	合併による加入 ----- 平成19年10月 1日登記

吸収合併	平成19年9月28日横浜市中区山下町2番地合同会社中村商会を合併 平成19年10月 1日登記
------	--

〔注〕 吸収合併の年月日は、合併契約において定められた効力発生日（会社法第751条第1項第7号）である。

(2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成１９年９月２８日横浜市中区山下町１０番地合名会社横浜木材商店に合併し解散 平成１９年１０月　１日登記 平成１９年１０月　１日閉鎖
------------	--

〔注〕 解散の年月日は、吸収合併の効力発生日である。

第11 分割に関する登記

1 新設分割の場合

(1) 設立会社（本店の所在地とする場合）

商 号	横浜製菓合名会社
本 店	横浜市中区山下町 3 7 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 和菓子の製造販売 2 上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目 1 0 番地 社員 甲 野 太 郎
	横浜市中区本町三丁目 1 番地 社員 乙 野 次 郎
	横浜市中区山下町 1 5 番地 社員 株式会社丙野商店
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 横浜市磯子区磯子三丁目 5 番 2 7 号
存続期間	会社成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町 1 番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記

〔注〕新設会社の支店の所在地で登記する場合には、次の例による。

商 号	横浜製菓合名会社
本 店	横浜市中区山下町 3 7 番地
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
支 店	1 横浜市磯子区磯子三丁目 5 番 2 7 号
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町 1 番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

(2) 分割会社（本店の所在地とする場合）

会社分割	平成 1 9 年 1 0 月 1 日横浜市中区山下町 3 7 番地横浜製菓合名会社に分割 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
------	--

2 吸収分割の場合

(1) 承継会社（会社法第 7 6 0 条）（本店の所在地とする場合）

会社分割	平成 1 9 年 9 月 2 8 日横浜市中区山下町 1 番地岡田製菓株式会社から分割 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
------	---

〔注〕 吸収分割の年月日は、分割契約において定められた効力発生日を記録する。

(2) 分割会社（会社法第 7 6 0 条）（本店の所在地においてする場合）

会社分割	平成 1 9 年 9 月 2 8 日横浜市中区山下町 3 7 番地横浜製菓合名会社に分割 平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日登記
------	--

〔注〕 吸収分割の年月日は、分割契約において定められた効力発生日を記録する。

第12 解散に関する登記

1 総社員の同意により解散した場合

解 散	平成19年11月1日総社員の同意により解散 平成19年11月 8日登記
-----	--

〔注〕 1 支配人に関する登記は、解散の登記をしたときに抹消する記号を記録する（規則第59条参照）。

2 代表社員の登記（法人にあっては、職務執行者の登記を含む。）は、清算人の登記をしたときに抹消する記号を記録する（規則第86条参照）。

2 社員が欠けたために解散した場合

解 散	平成19年11月1日社員が欠けたため解散 平成19年11月 8日登記
-----	---------------------------------------

〔注〕 1 社員が欠けたために解散したときは、解散の登記と同時に社員及び代表社員の退社の登記をすることとなるが、退社の登記については、第5の2の例参照。

2 上記1の〔注〕2参照。

3 存続期間の満了により解散した場合

解 散	平成19年11月1日存続期間の満了により解散 平成19年11月 8日登記
-----	---

〔注〕 1 この場合の解散の日は、存続期間の満了の日の翌日である。

2 上記1の〔注〕2参照。

4 定款に定めた解散事由の発生により解散した場合

解 散	平成19年11月1日定款所定の解散事由の発生により解散 平成19年11月 8日登記
-----	--

〔注〕 上記1の〔注〕2参照。

5 解散を命ずる裁判の確定により解散した場合

解 散	平成19年11月1日横浜地方裁判所の解散を命ずる裁判の確定により解散 平成19年11月 8日登記
-----	---

〔注〕 上記1の〔注〕2参照。

第13 清算人の登記

1 清算人を選任した場合（会社法第647条第1項第3号）（最初の清算人）

社員に関する事項	<u>代表社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	横浜市磯子区磯子三丁目5番27号 清算人 丙 野 太 郎	平成19年11月 8日登記
	東京都新宿区新宿三丁目1番1号 清算人 丁野商事株式会社	平成19年11月 8日登記
	代表清算人 丁野商事株式会社 東京都千代田区神田三崎町1番1号 職務執行者 乙野次郎	平成19年11月 8日登記

（参考） 清算人が清算持分会社を代表する場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町10番地 清算人 乙野商事株式会社	
	横浜市中区山下町10番地 職務執行者 乙野次郎	平成19年11月 8日登記

2 清算人が辞任，死亡した場合

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町10番地</u> <u>清算人</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
		平成19年11月 8日登記
		平成19年12月 3日辞任
		平成19年12月10日登記

〔注〕 清算人が死亡した場合は，原因項目を「死亡」とする。

3 清算人が就任した場合（変更による清算人）

社員に関する事項	横浜市中区山下町19番地 清算人 乙 野 次 郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記

第14 継続の登記

会社継続	平成19年11月1日会社継続 平成19年11月 8日登記
------	---------------------------------

〔注〕 継続の登記をしたときは，解散及び清算人に関する登記を抹消する記号を記録する（規則第85条第1項。なお，規則第85条第2項参照。）。

第15 清算終了の登記

登記記録に関する事項	平成20年4月1日清算終了 平成20年 4月 8日登記 平成20年 4月 8日閉鎖
------------	---

第 6 節 合 資 会 社 の 登 記

第 1 設 立 に 関 す る 登 記

1 本店所在地である場合

商 号	合資会社横浜菓子本舗
本 店	横浜市戸塚区戸塚町 2 0 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 和菓子の製造販売 2 上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目 1 0 番地 無限責任社員 甲 野 太 郎
	横浜市中区本牧町二丁目 2 0 番地 無限責任社員 乙野商事株式会社
	横浜市中区山下町 1 5 番地 有限責任社員 丙 野 五 郎
	神奈川県鎌倉市小袋台 7 0 番地 宅地 1 5 0 平方メートル、この価額金 5 0 0 万円 全部履行
	横浜市戸塚区戸塚町 1 0 0 番地 有限責任社員 丁 野 六 郎 金 1 0 0 万円 内金 5 0 万円履行
	横浜市中区本町三丁目 1 番地 有限責任社員 戊 野 七 郎 金 5 0 万円 全部履行
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 東京都文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号
登記記録に関する事項	設立 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記

2 支店所在地でする場合

商 号	合資会社横浜菓子本舗
本 店	横浜市戸塚区戸塚町 2 0 番地
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
支 店	1 東京都文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号
登記記録に関する 事項	設立 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

〔注〕 会社設立と同時に支店を他の登記所の管轄区域内に設置した場合，その支店でする登記の例である。

第 2 商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記

第 3 本店移転の登記

第 4 支店の設置，移転及び廃止の登記

これらについては，第 4 節株式会社の第 2 から第 4 までの例参照

第5 社員の加入，退社等に関する登記

1 社員が加入した場合

(1) 無限責任社員が加入した場合

社員に関する事項	東京都大田区中央三丁目4番6号 無限責任社員 甲 野 一 郎	平成19年11月 1日加入
		平成19年11月 8日登記
	横浜市中区山下町40番地 無限責任社員 株式会社甲野商店	平成19年11月 1日加入
		平成19年11月 8日登記

(参考) 社員が各自会社を代表する場合には，法人である社員について，次のとおり職務執行者の住所・氏名の登記を要する。

社員に関する事項	横浜市中区山下町40番地 無限責任社員 株式会社甲野商店 東京都大田区中央三丁目4番6号 職務執行者 甲野一郎	平成19年11月 1日加入
		平成19年11月 8日登記

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目2番1号 有限責任社員 乙野商事株式会社 東京都大田区中央三丁目4番6号 職務執行者 乙野二郎 金50万円 全部履行	平成19年11月 1日加入
		平成19年11月 8日登記

(2) 出資を履行して加入した場合

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目2番1号 有限責任社員 乙野商事株式会社	平成19年11月 1日加入
	金50万円 全部履行	平成19年11月 8日登記

〔注〕 出資金額の一部の履行の場合には、以下のように入力する。

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目2番1号 有限責任社員 乙 野 二 郎	平成19年11月 1日加入
	金100万円 内金50万円履行	平成19年11月 8日登記

〔注〕 金銭以外の財産を出資の目的としている場合には、以下のように入力する。

社員に関する事項	東京都中央区築地一丁目2番1号 有限責任社員 乙 野 二 郎	平成19年11月 1日加入
	東京都中央区築地一丁目12番地所在 家屋番号12番の建物1棟、この価額金120万円 全部履行	平成19年11月 8日登記

(3) 持分の一部の譲受けにより加入した場合

社員に関する事項	<u>東京都中央区築地一丁目6番8号</u> <u>有限責任社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	<u>金 1 0 0 万円</u> <u>全部履行</u>	
	東京都中央区築地一丁目6番8号 有限責任社員 甲 野 太 郎	平成19年11月 1日持分 の一部譲渡
	金 6 0 万円 全部履行	平成19年11月 8日登記
	東京都中央区銀座三丁目12番7号 有限責任社員 乙 野 次 郎	平成19年11月 1日加入
	金 4 0 万円 全部履行	平成19年11月 8日登記

2 社員が退社した場合

(1) 総社員の同意による場合

社員に関する事項	<u>東京都目黒区本町三丁目9番2号</u> <u>無限責任社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
	平成19年11月 1日退社	
		平成19年11月 8日登記

(2) 他の社員に持分の全部を譲渡した場合

社員に関する事項	<u>東京都目黒区本町二丁目5番4号</u> <u>有限責任社員</u> <u>丁 野 八 郎</u>	
	<u>金 1 5 0 万円</u> <u>全部履行</u>	
	平成19年11月 1日退社	
	平成19年11月 8日登記	
	<u>東京都中央区日本橋室町一丁目6番13号</u> <u>有限責任社員</u> <u>戊 野 太 郎</u>	
	<u>金 1 0 0 万円</u> <u>全部履行</u>	
	東京都中央区日本橋室町一丁目6番13号 有限責任社員 戊 野 太 郎	平成19年11月 1日持分 の譲受
	金 2 5 0 万円 全部履行	平成19年11月 8日登記

3 社員が退社し、加入した場合

(1) 有限責任社員が死亡し、その相続人が加入した場合

社員に関する事項	<u>東京都目黒区目黒三丁目7番11号</u> <u>有限責任社員 甲 野 太 郎</u> <u>金300万円 全部履行</u>	平成19年12月 3日死亡
		平成19年12月10日登記
	東京都目黒区目黒三丁目7番11号 有限責任社員 甲 野 花 子 金300万円の内持分2分の1 全部履行	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記
	東京都品川区上大崎二丁目4番9号 有限責任社員 甲 野 次 郎 金300万円の内持分2分の1 全部履行	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記

(2) 持分の全部を社員以外の者に譲渡した場合

社員に関する事項	<u>東京都中央区八丁堀三丁目3番2号</u> <u>有限責任社員 乙 野 太 郎</u> <u>金200万円 全部履行</u>	平成19年12月 3日退社
		平成19年12月10日登記
	東京都千代田区大手町二丁目1番16号 有限責任社員 丙 野 五 郎 金200万円 全部履行	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記

4 有限責任社員が出資の目的、価額等を変更した場合

(1) 出資を増加した場合

社員に関する事項	<u>東京都中央区日本橋兜町10番地</u> <u>有限責任社員 乙 野 次 郎</u>	
	<u>金120万円 全部履行</u>	
	東京都中央区日本橋兜町10番地 有限責任社員 乙 野 次 郎	平成19年12月 3日出資 増加
	金220万円 全部履行	平成19年12月10日登記
社員に関する事項	<u>東京都中央区築地三丁目1番2号</u> <u>有限責任社員 丙 野 太 郎</u>	
	<u>東京都中央区築地三丁目5番地 宅地30平方</u> <u>メートル、この価額金700万円 全部履行</u>	
	東京都中央区築地三丁目1番2号 有限責任社員 丙 野 太 郎	平成19年12月 3日出資 増加
	東京都中央区築地三丁目5番地 宅地30平方 メートル、この価額金700万円 金100万円 以上全部履行	平成19年12月10日登記

(2) 出資の目的を変更した場合

社員に関する事項	<u>東京都中央区日本橋横山町12番1号</u> <u>有限責任社員 甲 野 太 郎</u>	
	<u>東京都中央区日本橋横山町12番地所在 家屋</u> <u>番号同町12番建物1棟、この価額金200万</u> <u>円 全部履行</u>	
	東京都中央区日本橋横山町12番1号 有限責任社員 甲 野 太 郎	平成19年12月 3日出資 変更
	金200万円 全部履行	平成19年12月10日登記

(3) 社員間の持分の一部譲渡により出資を変更した場合

社員に関する事項	<u>東京都目黒区目黒五丁目12番3号</u> <u>有限責任社員 甲 野 太 郎</u>	
	<u>金 3 5 0 万円 全部履行</u>	
	東京都目黒区目黒五丁目12番3号 有限責任社員 甲 野 太 郎	平成19年12月 3日持分 の一部譲渡
	金 3 0 0 万円 全部履行	平成19年12月10日登記
	<u>東京都大田区中央一丁目3番3号</u> <u>有限責任社員 乙 野 次 郎</u>	
	<u>金 2 0 0 万円 全部履行</u>	
	東京都大田区中央一丁目3番3号 有限責任社員 乙 野 次 郎	平成19年12月 3日持分 の一部譲受
	金 2 5 0 万円 全部履行	平成19年12月10日登記

(4) 出資を減少させた場合

社員に関する事項	<u>東京都中央区日本橋兜町13番地</u> <u>有限責任社員 丙 野 次 郎</u>	
	<u>金 5 0 0 万円 全部履行</u>	
	東京都中央区日本橋兜町13番地 有限責任社員 丙 野 次 郎	平成19年12月 3日出資 減少
	金 3 0 0 万円 全部履行	平成19年12月10日登記

5 社員の有限・無限の責任を変更した場合

社員に関する事項	<u>東京都中央区日本橋兜町1番地</u>	
	<u>無限責任社員 甲 野 太 郎</u>	
	東京都中央区日本橋兜町1番地 有限責任社員 甲 野 太 郎	平成19年12月 3日責任 変更
	金300万円 全部履行	平成19年12月10日登記

〔注〕 有限責任社員が責任を変更して無限責任社員となった場合も同様である。

6 社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合

この登記については、第5節 合名会社の第5の4の例参照。

第6 代表社員に関する登記

第7 存続期間又は解散の事由に関する登記

これらについては、第5節合名会社の第6及び第7の例参照

第 8 合資会社を合名会社（又は合同会社）とする種類変更の登記

1 合名会社（又は合同会社）についてする設立の登記

商 号	合名会社山梨屋
本 店	東京都杉並区今川一丁目 1 番 3 号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 1 月 1 日
目 的	1 果物の販売 2 野菜の販売 3 前各号に附帯する一切の事業
社員に関する事項	東京都杉並区今川二丁目 1 番 3 号 社員 甲 野 太 郎
	東京都目黒区中目黒三丁目 2 番 7 号 社員 乙 野 次 郎
	東京都目黒区目黒一丁目 1 0 番 3 号 社員 丙 野 五 郎
	東京都文京区本郷五丁目 8 番 1 2 号 社員 丁 野 八 郎
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 東京都文京区本郷五丁目 8 番 9 号
登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日合資会社山梨屋を種類変更し設立 平成 1 9 年 1 2 月 3 日登記

2 合資会社についてする解散の登記

登記記録に関する 事項	平成19年11月30日東京都杉並区今川一丁目1番3号合名会社山梨屋に種 類変更し解散 平成19年12月 3日登記 平成19年12月 3日閉鎖
----------------	---

第 9 組織変更の登記

1 株式会社についてする設立の登記

商 号	株式会社山梨屋
本 店	東京都杉並区今川一丁目 1 番 3 号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 果物の販売 2 野菜の販売 3 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	4 0 0 0 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 0 株
資本金の額	金 1 0 0 0 万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、当会社の承認がなければ譲渡することができない
株券を発行する旨の定め	当会社は株券を発行することができる。
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	東京都杉並区今川二丁目 1 番 3 号 代表取締役 甲 野 太 郎
存続期間	会社成立の日から満 2 0 年
登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 2 月 3 日合資会社山梨屋を組織変更し設立 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日登記

2 合資会社についてする解散の登記

登記記録に関する 事項	平成19年12月3日東京都杉並区今川一丁目1番3号株式会社山梨屋に組織 変更し解散 平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖
----------------	--

第10 合併に関する登記

1 新設合併の場合

(1) 新設会社（合資会社）

商 号	東亜商事合資会社
本 店	東京都大田区大森北四丁目16番8号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成19年10月1日
目 的	1 煎餅類の製造販売 2 甘納豆類の製造販売 3 前各号に附帯する一切の事業
社員に関する事項	東京都品川区東大井四丁目10番4号 無限責任社員 甲 野 太 郎
	東京都品川区東大井四丁目10番4号 無限責任社員 甲 野 花 子
	東京都大田区中央四丁目6番4号 有限責任社員 乙 野 次 郎 金50万円 全部履行
	東京都文京区春日一丁目16番21号 有限責任社員 丙 野 五 郎 金100万円 全部履行
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 東京都北区王子六丁目2番66号
存続期間	会社成立の日から満50年
登記記録に関する事項	東京都大田区東蒲田三丁目2番1号小池商事株式会社と東京都大田区山王一丁目5番3号合名会社巴商事の合併により設立 平成19年10月 1日登記

(2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成19年10月1日東京都大田区山王一丁目5番3号合名会社巴商事と合併して東京都大田区大森北四丁目16番8号東亜商事合資会社を設立し解散 平成19年10月 1日登記 平成19年10月 1日閉鎖
------------	--

2 吸収合併の場合

(1) 存続会社（合資会社）

社員に関する事項	東京都目黒区目黒三丁目5番4号 無限責任社員 丁 野 六 郎	合併による加入
		平成19年10月 1日登記
	東京都目黒区目黒三丁目1番6号 有限責任社員 戊 野 七 郎	合併による加入
		平成19年10月 1日登記
	金200万円 全部履行	

吸収合併	平成19年9月28日東京都大田区池上一丁目3番4号株式会社丸富商會を合併 平成19年10月 1日登記
------	--

〔注〕 吸収合併の年月日は、合併契約において定められた効力発生日（会社法第751条第1項第7号）である。

(2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成19年9月28日東京都品川区小山三丁目2番5号合資会社品川菓子本舗に合併し解散 平成19年10月 1日登記 平成19年10月 1日閉鎖
------------	---

〔注〕 解散の年月日は、吸収合併の効力発生日である。

第11 会社分割の登記

1 新設分割の場合

(1) 設立会社（本店の所在地とする場合）

商 号	東亜商事合資会社
本 店	東京都大田区大森北四丁目16番8号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成19年10月1日
目 的	1 煎餅類の製造販売 2 甘納豆類の製造販売 3 前各号に附帯する一切の事業
社員に関する事項	東京都品川区東大井四丁目10番4号 無限責任社員 甲 野 太 郎
	東京都品川区東大井四丁目10番4号 無限責任社員 甲 野 花 子
	東京都大田区中央四丁目6番4号 有限責任社員 乙 野 次 郎 金50万円 全部履行
	東京都文京区春日一丁目16番21号 有限責任社員 丙 野 五 郎 金100万円 全部履行
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 東京都北区王子六丁目2番66号
存続期間	会社成立の日から満50年
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町1番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成19年10月 1日登記

〔注〕 新設会社の支店の所在地で登記する場合には、次の例による。

商 号	東亜商事合資会社
本 店	東京都大田区大森北四丁目 1 6 番 8 号
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
支 店	1 横浜市磯子区磯子三丁目 5 番 2 7 号
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町 1 番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

(2) 分割会社（本店の所在地とする場合）

会社分割	平成 1 9 年 1 0 月 1 日東京都大田区大森北四丁目 1 6 番 8 号東亜商事合資会社に分割 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
------	---

2 吸収分割の場合

(1) 承継会社（会社法第 7 6 0 条）（本店所在地とする場合）

会社分割	平成 1 9 年 9 月 2 8 日横浜市中区山下町 1 番地岡田製菓株式会社から分割 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
------	---

〔注〕 吸収分割の年月日は、分割契約において定められた効力発生日を記載する。

(2) 分割会社（会社法第 7 6 0 条）（本店の所在地においてする場合）

会社分割	平成 1 9 年 9 月 2 8 日東京都大田区大森北四丁目 1 6 番 8 号東亜商事合資会社に分割 平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日登記
------	---

〔注〕 吸収分割の年月日は、分割契約において定められた効力発生日を記載する。

- 第12 解散に関する登記
- 第13 清算人の登記
- 第14 継続の登記
- 第15 清算終了の登記

これらの登記については、第5節合名会社の第12から第15までの例参照

第 7 節 合同会社の登記

第 1 設立に関する登記

1 本店所在地である場合

商 号	合同会社横浜菓子本舗
本 店	横浜市戸塚区戸塚町 2 0 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
目 的	1 和菓子の製造販売 2 上記に附帯する一切の事業
資本金の額	金 5 0 0 万円
社員に関する事項	業務執行社員 甲野商事株式会社
	業務執行社員 丁 野 六 郎
	業務執行社員 戊 野 七 郎
	横浜市中区山下町 1 5 番地 代表社員 甲野商事株式会社 横浜市中区山下町 1 5 番地 職務執行者 甲野太郎
支 店	1 東京都文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号
登記記録に関する事項	設立 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記

2 支店所在地でする場合

商 号	合同会社横浜菓子本舗
本 店	横浜市戸塚区戸塚町 2 0 番地
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日
支 店	1 東京都文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号
登記記録に関する 事項	設立 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

〔注〕 会社設立と同時に支店を他の登記所の管轄区域内に設置した場合，その支店でする登記の例である。

第 2 商号，本店，目的，公告方法等の変更の登記

第 3 本店移転の登記

第 4 支店の設置，移転及び廃止の登記

これらについては，第 4 節株式会社の第 2 から第 4 までの例参照

第5 業務執行社員の加入，退社等に関する登記

1 業務執行社員が加入した場合

(1) 業務執行社員が加入した場合

社員に関する事項	業務執行社員 甲 野 一 郎	平成19年11月 1日加入
		平成19年11月 8日登記

〔注〕 合同会社の社員の加入の年月日は，定款変更の日と出資に係る払込み又は給付の完了日のいずれか遅い日である（会社法第604条第3項）。

(2) 業務執行社員以外の社員が業務執行社員となった場合

社員に関する事項	業務執行社員 甲 野 一 郎	平成19年11月 1日業務執行権付与
		平成19年11月 8日登記

2 業務執行社員が退社した場合等

(1) 総社員の同意による場合

社員に関する事項	<u>業務執行社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
		平成19年11月 1日退社
		平成19年11月 8日登記

(2) 業務執行社員でなくなった場合

社員に関する事項	<u>業務執行社員</u> <u>甲 野 太 郎</u>	
		平成19年11月 1日業務執行権喪失
		平成19年11月 8日登記

3 業務執行社員が退社し，加入した場合

業務執行社員が死亡し，その相続人が加入した場合

社員に関する事項	業務執行社員 甲 野 太 郎	平成 1 9 年 1 2 月 3 日 死亡
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日 登記
	業務執行社員 甲 野 花 子	平成 1 9 年 1 2 月 3 日 加入
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日 登記
	業務執行社員 甲 野 次 郎	平成 1 9 年 1 2 月 3 日 加入
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日 登記

（参考）業務執行社員の各自が会社を代表する場合

社員に関する事項	業務執行社員 甲野商事株式会社
	業務執行社員 丁 野 六 郎
	業務執行社員 戊 野 七 郎
	横浜市中区山下町 1 5 番地 代表社員 甲野商事株式会社 横浜市中区山下町 1 5 番地 職務執行者 甲野太郎
	東京都大田区中央一丁目 1 番 1 号 代表社員 丁 野 六 郎
	東京都大田区中央一丁目 1 番 1 号 代表社員 戊 野 七 郎

4 株式交換によって株式交換完全子会社の株主が業務執行社員となった場合

株式交換完全親会社がする株式交換の登記

商 号	東亜商事合同会社	
本 店	東京都大田区大森北四丁目 1 6 番 8 号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 0 月 1 日	
目 的	1 煎餅類の製造販売 2 甘納豆類の製造販売 3 前号に附帯する一切の業務	
資本金の額	金 5 0 0 万円	
社員に関する事項	業務執行社員 甲野商事株式会社	
	業務執行社員 丁 野 六 郎	
	業務執行社員 戊 野 七 郎	
	業務執行社員 山 田 花 子	平成 1 9 年 1 2 月 1 日加入
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日登記
支 店	横浜市中区山下町 1 5 番地 代表社員 甲野商事株式会社 横浜市中区山下町 1 5 番地 職務執行者 甲野太郎	
	1	
	東京都北区王子六丁目 2 番 6 6 号	
存続期間	会社成立の日から満 5 0 年	
登記記録に関する事項	設立 平成 1 9 年 1 0 月 1 日登記	

5 社員の氏名若しくは名称又は住所が変更になった場合

この登記については、第 5 節 合名会社の第 5 の 4 の例参照。

第6 代表社員に関する登記

- 1 代表社員が就任した場合
- 2 代表社員が辞任，死亡した場合
- 3 代表社員の商号変更があった場合

これらについては，第5節 合名会社の第6の代表社員に関する登記を参照。

4 代表社員の本店移転があった場合

社員に関する事項	<u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年12月 3日就任
	<u>代表社員 株式会社甲野商店</u>	-----
	<u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u>	平成19年12月10日登記
	<u>職務執行者 甲野太郎</u>	
	東京都千代田区丸の内一丁目2番2号	平成20年 4月 1日本店
	代表社員 株式会社甲野商事	移転
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号	-----
	職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 8日登記

- 5 職務執行者を1名選任している代表社員において，当該代表社員の本店を移転し，職務執行者の住所移転又は氏名変更があった場合

社員に関する事項	<u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年12月 3日就任
	<u>代表社員 株式会社甲野商店</u>	-----
	<u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u>	平成19年12月10日登記
	<u>職務執行者 甲野太郎</u>	
	東京都千代田区丸の内一丁目2番2号	平成20年 4月 1日本店
	代表社員 株式会社甲野商店	移転等
	東京都大田区蒲田三丁目3番3号	-----
	職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 8日登記

〔注〕 代表社員の本店移転と同時に併せて職務執行者の変更を行った場合も同様の記録例とする。

〔注〕 本店移転と同時に新たな職務執行者を1名選任した場合は以下の例による。

社員に関する事項	<u>東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成19年12月 3日就任
	<u>代表社員 株式会社甲野商店</u>	-----
	<u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u>	平成19年12月10日登記
	<u>職務執行者 甲野太郎</u>	
	東京都千代田区丸の内一丁目2番2号	平成20年 4月 1日本店移転
	代表社員 株式会社甲野商店	-----
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号	平成20年 4月 8日登記
	職務執行者 甲野太郎	
	東京都千代田区丸の内一丁目2番2号	平成19年12月 3日職務執行者就任
	代表社員 株式会社甲野商店	-----
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号	平成19年12月10日登記
	職務執行者 乙野次郎	

- 6 職務執行者を1名選任している代表社員において、当該代表社員の商号を変更し、新たな職務執行者をさらに1名選任した場合は、第5節合名会社の第6の6を参照。

第7 存続期間又は解散の事由に関する登記

これについては、第5節合名会社の第7の例参照

第 8 合同会社を合名会社（又は合資会社）とする種類変更の登記

1 合名会社（又は合資会社）についてする設立の登記

商 号	合名会社山梨屋
本 店	東京都杉並区今川一丁目 1 番 3 号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 1 9 年 1 1 月 1 日
目 的	1 果物の販売 2 野菜の販売 3 前各号に附帯する一切の事業
社員に関する事項	東京都杉並区今川二丁目 1 番 3 号 社員 甲 野 太 郎
	東京都目黒区中目黒三丁目 2 番 7 号 社員 乙 野 次 郎
	東京都目黒区目黒一丁目 1 0 番 3 号 社員 丙 野 五 郎
	東京都文京区本郷五丁目 8 番 1 2 号 社員 丁 野 八 郎
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 東京都文京区本郷五丁目 8 番 9 号
登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日合同会社山梨屋を種類変更し設立 平成 1 9 年 1 2 月 3 日登記

2 合同会社についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日東京都杉並区今川一丁目 1 番 3 号合名会社山梨屋に種類変更し解散 平成 1 9 年 1 2 月 3 日登記 平成 1 9 年 1 2 月 3 日閉鎖
------------	--

第9 組織変更の登記

1 株式会社についてする設立の登記

商 号	株式会社山梨屋
本 店	東京都杉並区今川一丁目1番3号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成19年10月1日
目 的	1 果物の販売 2 野菜の販売 3 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	4000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、当会社の承認がなければ譲渡することができない
株券を発行する旨 の定め	当会社は株券を発行することができる。
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	東京都杉並区今川二丁目1番3号 代表取締役 甲 野 太 郎
存続期間	会社成立の日から満20年
登記記録に関する 事項	平成19年12月3日合同会社山梨屋を組織変更し設立 平成19年12月10日登記

2 合同会社についてする解散の登記

登記記録に関する 事項	平成19年12月3日東京都杉並区今川一丁目1番3号株式会社山梨屋に組織 変更し解散 平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖
----------------	--

第10 合併に関する登記

1 新設合併の場合（合同会社）

(1) 新設会社

商 号	東亜商事合同会社
本 店	東京都大田区大森北四丁目16番8号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成19年10月1日
目 的	1 煎餅類の製造販売 2 甘納豆類の製造販売 3 前号に附帯する一切の事業
資本金の額	金500万円
社員に関する事項	業務執行社員 甲野商事株式会社
	業務執行社員 丁 野 六 郎
	業務執行社員 戊 野 七 郎
	横浜市中区山下町15番地 代表社員 甲野商事株式会社 横浜市中区山下町15番地 職務執行者 甲野太郎
支 店	1 東京都北区王子六丁目2番66号
存続期間	会社成立の日から満50年
登記記録に関する事項	東京都大田区東蒲田三丁目2番1号小池商事株式会社と東京都大田区山王一丁目5番3号合同会社巴商事の合併により設立 平成19年10月 1日登記

(2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成19年10月1日東京都大田区山王一丁目5番3号合同会社巴商事と合併して東京都大田区大森北四丁目16番8号東亜商事合同会社を設立し解散 平成19年10月 1日登記 平成19年10月 1日閉鎖
------------	--

2 吸収合併の場合

(1) 存続会社（合同会社）

社員に関する事項	業務執行社員 丁 野 六 郎	合併による加入
		平成19年10月 1日登記
	業務執行社員 戊 野 七 郎	合併による加入
		平成19年10月 1日登記

吸収合併	平成19年9月28日東京都大田区池上一丁目3番4号株式会社丸富商会を合併 平成19年10月 1日登記
------	--

〔注〕 吸収合併の年月日は、合併の効力発生日（会社法第751条第1項第7号）である。

(2) 消滅会社（株式会社と持分会社とを問わない。）

登記記録に関する事項	平成19年9月28日東京都品川区小山三丁目2番5号合同会社品川菓子本舗に合併し解散 平成19年10月 1日登記 平成19年10月 1日閉鎖
------------	---

〔注〕 解散の年月日は、吸収合併の効力発生日である。

第11 会社分割の登記

1 新設分割の場合

(1) 設立会社（本店の所在地である場合）

商 号	東亜商事合同会社
本 店	東京都大田区大森北四丁目16番8号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成19年10月1日
目 的	1 煎餅類の製造販売 2 甘納豆類の製造販売 3 前号に附帯する一切の業務
資本金の額	金500万円
社員に関する事項	業務執行社員 甲野商事株式会社
	業務執行社員 丁 野 六 郎
	業務執行社員 戊 野 七 郎
	横浜市中区山下町15番地 代表社員 甲野商事株式会社 横浜市中区山下町15番地 職務執行者 甲野太郎
支 店	1 東京都北区王子六丁目2番66号
存続期間	会社成立の日から満50年
登記記録に関する事項	横浜市中区山下町1番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成19年10月 1日登記

〔注〕 新設会社の支店の所在地で登記する場合には、次の例による。

商 号	東亜商事合同会社
本 店	東京都大田区大森北四丁目１６番８号
会社成立の年月日	平成１９年１０月１日
支 店	１ 横浜市磯子区磯子三丁目５番２７号
登記記録に関する 事項	横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割により設立 平成１９年１０月 ８日登記

(2) 分割会社（本店の所在地とする場合）

会社分割	平成１９年１０月１日東京都大田区大森北四丁目１６番８号東亜商事合同会社 に分割 平成１９年１０月 ８日登記
------	---

2 吸収分割の場合

(1) 承継会社（会社法第７６０条）（本店所在地とする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日横浜市中区山下町１番地岡田製菓株式会社から分割 平成１９年１０月 ８日登記
------	--

〔注〕 吸収分割の年月日は、分割契約において定められた効力発生日を記載する。

(2) 分割会社（会社法第７６０条）（本店の所在地においてする場合）

会社分割	平成１９年９月２８日東京都大田区大森北四丁目１６番８号東亜商事合同会社 に分割 平成１９年１０月１５日登記
------	---

〔注〕 吸収分割の年月日は、分割契約において定められた効力発生日を記載する。

第12 解散に関する登記

1 総社員の同意により解散した場合

社員に関する事項	<u>業務執行社員</u> <u>甲野商事株式会社</u>
	<u>業務執行社員</u> <u>丁 野 六 郎</u>
	<u>業務執行社員</u> <u>戊 野 七 郎</u>
	<u>横浜市中区山下町 1 5 番地</u> <u>代表社員</u> <u>甲野商事株式会社</u> <u>横浜市中区山下町 1 5 番地</u> <u>職務執行者</u> <u>甲野太郎</u>

解 散	平成 1 9 年 1 1 月 1 日総社員の同意により解散 平成 1 9 年 1 1 月 8 日登記
-----	--

- 〔注〕 1 支配人に関する登記は，解散の登記をしたときに抹消する記号を記録する（規則第 5 9 条参照）。
- 2 この場合には，業務執行社員及び代表社員に関する登記に抹消する記号を記録しなければならない（規則第 9 1 条）。

2 その他の事由により解散した場合

会社状態区における解散の記録例は第 5 節合名会社の第 1 2 の 2 から 5 までの例により，この登記と同時に，業務執行社員，代表社員及び支配人に関する登記を抹消する記号を記録する（上記 1 参照）。

第13 清算人の登記

1 清算人を選任した場合（会社法第647条第1項第3号）（最初の清算人）

社員に関する事項	横浜市磯子区磯子三丁目5番27号 清算人 丙 野 太 郎	平成19年11月 8日登記
	東京都新宿区新宿三丁目1番1号 清算人 丁野商事株式会社	平成19年11月 8日登記
	代表清算人 丁野商事株式会社 東京都千代田区神田三崎町1番1号 職務執行者 乙野次郎	平成19年11月 8日登記

（参考） 清算人が清算持分会社を代表する場合

社員に関する事項	横浜市中区山下町10番地 清算人 乙野商事株式会社 横浜市中区山下町10番地 職務執行者 乙野次郎	平成19年11月 8日登記
----------	--	---------------

2 清算人が辞任，死亡した場合

社員に関する事項	<u>横浜市中区山下町10番地</u> <u>清算人</u> 甲 野 太 郎	平成19年11月 8日登記
		平成19年12月 3日辞任
		平成19年12月10日登記

〔注〕 清算人が死亡した場合は，原因項目を「死亡」とする。

3 清算人が就任した場合（変更による清算人）

社員に関する事項	横浜市中区山下町19番地 清算人 乙 野 次 郎	平成19年12月 3日就任 平成19年12月10日登記
----------	-----------------------------	--------------------------------

第14 継続の登記

第15 清算終了の登記

これらの登記については、第5節合名会社の第14から第15までの例参照

第 8 節 外国会社の登記

第 1 初めて日本における代表者を定める登記

1 日本に営業所を設置しない場合（代表者住所地における登記 会社法第 9 3 3 条第 1 項第 1 号）

商 号	アメリカンジムアンドメアリコーポレーション
本 店	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ハーバ通 4 番地
公告をする方法	官報に掲載してする。 （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト 紙に掲載してする。
会社設立の準拠法	アメリカ合衆国カリフォルニア州会社法
会社成立の年月日	昭和 4 0 年 1 月 1 日
目的	1 コンピュータ及び関連機器の輸出入及び販売 2 コンピュータ用ソフトウェア及び映像、音楽、ゲーム等のデジタルコンテ ンツの輸出入及び販売 3 その他これらに附帯し、又は関連する事業
発行可能株式総数	5 万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3 万株
資本金の額	3 0 万米ドル
役員に関する事項	取締役 ジム・ブラウン
	取締役 メアリー・ブラウン
	取締役 ジョン・ホフマン
	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ダウNTOWN 8 番地 代表取締役 ジム・ブラウン

	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ダウンタウン 8 番地 代表取締役 メアリー・ブラウン
	東京都渋谷区宇田川町 1 番 1 0 号 日本における代 ロバート・ウィリアム 表者
支 店	1 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシ スコ市サンセット通 3 番地
登記記録に関する 事項	平成 1 9 年 1 0 月 1 日日本における代表者選任 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

2 日本に営業所を設置した場合（営業所所在地における登記 会社法第 9 3 3 条第 1 項第 2 号の登記）

支 店	1 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシ スコ市サンセット通 3 番地
	2 東京都渋谷区宇田川町 1 番 1 0 号
登記記録に関する 事項	平成 1 9 年 1 0 月 1 日営業所設置 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記

〔注〕 その他の商号区以下については、1 日本に営業所を設置しない場合に同じ。

第2 日本に営業所を設置していない外国会社とその登記後、新たに日本における代表者を定めた場合にする登記（会社法第934条第1項）及び日本に営業所を設置した外国会社とその登記後、新たに営業所を定めた場合にする登記（同条第2項）

- 1 日本に営業所を設置していない外国会社とその登記後、他管轄に新たに住所を有する日本における代表者を定めた場合の新住所地とする登記

商 号	アメリカンジムアンドメアリコーポレーション
本 店	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市ハーバ通4番地
会社設立の準拠法	アメリカ合衆国カリフォルニア州会社法
公告をする方法	官報に掲載してする。 （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。
会社成立の年月日	昭和40年1月1日
目的	1 コンピュータ及び関連機器の輸出入及び販売 2 コンピュータ用ソフトウェア及び映像、音楽、ゲーム等のデジタルコンテンツの輸出入及び販売 3 その他これらに附帯し、又は関連する事業
発行可能株式総数	5万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3万株
資本金の額	30万米ドル
役員に関する事項	取締役 ジム・ブラウン
	取締役 メアリー・ブラウン
	取締役 ジョン・ホフマン
	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市ダウタウン8番地 代表取締役 ジム・ブラウン

	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス 市ダウンタウン 8 番地 代表取締役 メアリー・ブラウン
	東京都渋谷区宇田川町 1 番 1 0 号 日本における代 ロバート・ウィリアム 表者
	横浜市中区北仲通 5 番 5 7 号 日本における代 ジョン・ホフマン 表者
支 店	1 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシ スコ市サンセット通 3 番地
登記記録に関する 事項	平成 1 9 年 1 2 月 3 日日本における代表者選任 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日登記

- 2 日本に営業所を設置した外国会社がある登記後、他管轄に新たに営業所を設置した場合の新所在地
とする登記

支 店	1 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシ スコ市サンセット通 3 番地
	2 東京都渋谷区宇田川町 1 番 1 0 号
	3 横浜市中区北仲通 5 番 5 7 号
登記記録に関する 事項	平成 1 9 年 1 2 月 3 日営業所設置 平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日登記

〔注〕 その他の商号区以下については、第 1 の 1 日本に営業所を設置しない場合に同じ。

第3 日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転する登記（法第935条第1項）

1 旧住所地とする登記

役員に関する事項	
	<u>東京都渋谷区宇田川町1番10号</u> <u>日本における代</u> <u>ロバート・ウィリアム</u> <u>表者</u>

登記記録に関する事項	平成19年10月1日日本における代表者ロバート・ウィリアムが横浜市中区北仲通5番57号に住所移転 平成19年10月 8日登記 平成19年10月 8日閉鎖
------------	---

- 〔注〕 1 同一管轄内に他代表者が住所を有する場合には、登記記録を閉鎖せず、2（2）の登記を行う。
- 2 他管轄内に他代表者が住所を有する場合には、1の登記をした後、他代表者住所地にて2（2）の登記を行う。

2 新住所地とする登記

（1）他の代表者の住所地のない管轄登記所内への移転の場合

登記記録に関する事項	平成19年10月1日東京都渋谷区宇田川町1番10号から日本における代表者ロバート・ウィリアムが住所移転 平成19年10月15日登記
------------	--

- 〔注〕 その他商号区以下については、第1の1 日本に営業所を設置しない場合に同じ。

（2）他の代表者の住所地のある管轄登記所内への移転の場合（会社法第935条第1項ただし書）

役員に関する事項	<u>東京都渋谷区宇田川町1番10号</u> <u>日本における代</u> <u>ロバート・ウィリアム</u> <u>表者</u>	平成19年10月 1日就任
		平成19年10月 8日登記
	横浜市中区北仲通5番57号 日本における代 ロバート・ウィリアム 表者	平成19年12月 3日住所移転 平成19年12月10日登記

- 〔注〕 同一管轄内での住所移転の場合も上記の登記を行う。

第4 日本に営業所を設置している外国会社がその登記後、他の登記所の管轄区域内に営業所を移転する登記（会社法第935条第2項）

1 旧住所地とする登記

登記記録に関する事項	平成19年12月3日大阪市北区西天満一丁目11番4号に営業所移転 平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖
------------	---

2 新住所地とする登記

登記記録に関する事項	平成19年12月3日東京都渋谷区宇田川町1番10号から営業所移転 平成19年12月17日登記
------------	--

3 他営業所所在地とする移転の登記（会社法第935条第2項ただし書）

支 店	1 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市サンセット通3番地	
	2 東京都新宿区北新宿一丁目8番22号	
	3 <u>東京都渋谷区宇田川町1番10号</u>	
	大阪市北区西天満一丁目11番4号	平成19年12月 3日移転 ----- 平成19年12月10日登記

第5 日本に営業所を設置していない外国会社が日本における代表者の登記後に 営業所を設置する登記（会社法第936条第1項）

1 代表者の住所と異なる管轄区域内に営業所を設置する場合

- (1) 代表者の住所地で行う登記（会社法第936条第1項，商登法第131条第4項，第51条，第52条）

登記記録に関する事項	平成19年12月3日大阪市北区西天満一丁目11番4号に営業所設置 平成19年12月10日登記 平成19年12月10日閉鎖
------------	--

- (2) 営業所の所在地で行う登記（会社法第936条第1項）

支 店	1 大阪市北区西天満一丁目11番4号
-----	-----------------------

登記記録に関する事項	平成19年12月3日営業所設置（営業所設置前の日本における代表者の住所 東京都渋谷区宇田川町1番10号） 平成19年12月17日登記
------------	--

〔注〕 その他の商号区以下については，第1の1 日本に営業所を設置しない場合に同じ。

2 代表者の住所と同一の管轄区域内に営業所を設置した場合（会社法第936条第1項ただし書）

支 店	1 東京都渋谷区宇田川町1番10号	平成19年12月 3日設置
		----- 平成19年12月10日登記

第 6 日本に営業所を設置している外国会社が営業所を閉鎖する登記（日本における代表者全員が退任しようとするときを除く。）（会社法第 9 3 6 条第 2 項）

1 閉鎖する営業所の旧所在地と日本における代表者の住所地が異なる場合

(1) 営業所の旧所在地とする登記（すべての営業所が閉鎖する場合）

支 店	1 <u>東京都新宿区北新宿一丁目 8 番 2 2 号</u>
-----	------------------------------------

登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 0 月 1 日東京都新宿区北新宿一丁目 8 番 2 2 号の営業所閉鎖 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記 平成 1 9 年 1 0 月 8 日閉鎖
------------	--

〔注〕 同一管轄区域内に他営業所が残る場合は下記 2 の例による。また、同一管轄区域内に営業所が複数ある場合において、同時にすべての営業所を廃止するときは、登記記録区にはすべての所在地を列挙する。

(2) すべての営業所が閉鎖された場合に日本における代表者の住所地においてする登記（会社法第 9 3 6 条第 2 項）

登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 0 月 1 日東京都新宿区北新宿一丁目 8 番 2 2 号の営業所閉鎖 平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日登記
------------	--

2 閉鎖する営業所の旧所在地と日本における代表者の住所地が同じ場合

支 店	1 アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市サンセット通 3 番地
	2 <u>東京都新宿区北新宿一丁目 8 番 2 2 号</u>

登記記録に関する事項	平成 1 9 年 1 0 月 1 日東京都新宿区北新宿一丁目 8 番 2 2 号の営業所閉鎖 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
------------	--

第 7 すべての日本における代表者が退任する登記

役員に関する事項	
	<u>東京都渋谷区宇田川町 1 番 1 0 号</u> <u>日本における代</u> <u>ロバート・ウィリアム</u> <u>表者</u>

登記記録に関する事項	すべての日本における代表者退任 平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記 平成 1 9 年 1 0 月 8 日閉鎖
------------	--

第8 公告の方法の登記（会社法第933条第2項第3号，第5号から第7号）

- 1 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げてする場合（会社法第933条第2項第5号，第939条第2項）

公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載して する。 （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。
---------	--

- 2 電子公告により公告を行う場合（会社法第933条第2項第6号）

- （1）電子公告により行う旨及びアドレスのみを定めた場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 <code>http://www.jimandmary.com/accounts/index.html</code> （準拠法の規定による公告） ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。
---------	---

〔注〕 公告を電子公告により行う旨の登記をしたときは，貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記に抹消する記号を記録しなければならない。

(2) 事故等の場合における予備的な公告方法をも定めている場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.jimandmary.com/accounts/index.html 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。 (準拠法の規定による公告) ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。
---------	---

(3) 貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.jimandmary.com/accounts/index.html 貸借対照表の公告 http://www.jimandmary.com/accounts/index.html (準拠法の規定による公告) ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。
---------	--

3 いずれの方法も定めていない場合の公告方法(会社法第933条第2項第7号, 第939条第4項)

公告をする方法	官報に掲載してする。 (準拠法の規定による公告) ロサンゼルス市で発行されるアメリカン・ポスト紙に掲載してする。
---------	---

第 9 日本における代表者の変更の登記

役員に関する事項	<u>東京都目黒区駒場三丁目 8 番 1 号</u> <u>日本における代 表者</u> <u>ピーター・ウィルソン</u>	平成 1 9 年 1 0 月 1 日就任
		平成 1 9 年 1 0 月 8 日登記
		平成 1 9 年 1 2 月 3 日辞任
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日登記
	東京都新宿区新宿三丁目 2 番 1 号 日本における代 表者 デビット・ショーター	平成 1 9 年 1 2 月 3 日就任
		平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日登記

第9節 経過措置

第1 株式会社に関する経過措置

1 施行前の登記

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする
会社成立の年月日	平成15年11月1日
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行する株式の総数	4000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株
資本の額	金5000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 大和信託株式会社本店
登録機関の氏名及び住所並びに営業所	東京都千代田区大手町二丁目6番8号 毎朝信託株式会社本店 平成16年 3月15日設置 平成16年 3月17日登記
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 丙 野 五 郎

	取締役 丁 野 一 郎	
	取締役 丁 野 二 郎	
	取締役 丁 野 三 郎	
	取締役 丁 野 四 郎	
	取締役 丁 野 五 郎	
	取締役 丁 野 六 郎	
	取締役 丁 野 七 郎	
	(社外取締役)	
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲 野 太 郎	
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙 野 次 郎	
	重要財産委員 甲 野 太 郎	平成16年 6月27日就任 ----- 平成16年 7月 9日登記
	重要財産委員 乙 野 次 郎	平成16年 6月27日就任 ----- 平成16年 7月 9日登記
	重要財産委員 丙 野 五 郎	平成16年 6月27日就任 ----- 平成16年 7月 9日登記
	監査役 戊 野 六 郎	
	監査役 戊 野 七 郎	

	代表取締役甲野太郎及び代表取締役乙野次郎は 共同して会社を代表する	平成 1 6 年 3 月 2 5 日 設 定 ----- 平成 1 6 年 3 月 2 9 日 登 記
支 店	1 大阪市北区若松町 1 5 番地	
	2 名古屋市中区三の丸四丁目 3 番 1 号	
	3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地	
	4 東京都田無市本町四丁目 1 6 番 2 4 号	
存立時期	会社成立の日から満 5 0 年	
重要財産委員会に 関する事項	重要財産委員会設置 平成 1 6 年 6 月 2 7 日 設 置 平成 1 6 年 7 月 9 日 登 記	
登記記録に関する 事項	設 立 平成 1 5 年 1 1 月 1 日 登 記	

2 施行後の登記

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする
会社成立の年月日	平成15年11月1日
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	4000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金5000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
株主名簿管理人の 氏名及び住所並び に営業所	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 大和信託株式会社本店
登録機関の氏名及 び住所並びに営業 所	<u>東京都千代田区大手町二丁目6番8号</u> <u>毎朝信託株式会社本店</u> 平成16年 3月15日設置 平成16年 3月17日登記
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎
	取締役 乙 野 次 郎
	取締役 丙 野 五 郎

	取締役 丁 野 一 郎	
	取締役 丁 野 二 郎	
	取締役 丁 野 三 郎	
	取締役 丁 野 四 郎	
	取締役 丁 野 五 郎	
	取締役 丁 野 六 郎	
	取締役 丁 野 七 郎	
	(社外取締役)	
	東京都大田区東蒲田二丁目3番1号 代表取締役 甲 野 太 郎	
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 代表取締役 乙 野 次 郎	
	特別取締役 甲 野 太 郎	平成18年法務省令第15号 の規定により平成18年 5 月 1 日登記
	特別取締役 乙 野 次 郎	平成18年法務省令第15号 の規定により平成18年 5 月 1 日登記
	特別取締役 丙 野 五 郎	平成18年法務省令第15号 の規定により平成18年 5 月 1 日登記
	<u>重要財産委員</u> 甲 野 太 郎	平成16年 6月27日就任 平成16年 7月 9日登記
	<u>重要財産委員</u> 乙 野 次 郎	平成16年 6月27日就任 平成16年 7月 9日登記

	<u>重要財産委員</u> <u>丙 野 五 郎</u>		平成 1 6 年 6 月 2 7 日 就 任
			平成 1 6 年 7 月 9 日 登 記
	監 査 役 戊 野 六 郎		
	監 査 役 戊 野 七 郎		
支 店	<u>代表取締役甲野太郎及び代表取締役乙野次郎は 共同して会社を代表する</u>		平成 1 6 年 3 月 2 5 日 設 定
			平成 1 6 年 3 月 2 9 日 登 記
	1 大阪市北区若松町 1 5 番 地		
	2 名古屋市中区三の丸四丁目 3 番 1 号		
	3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番 地		
	4 東京都田無市本町四丁目 1 6 番 2 4 号		
存続期間	会社成立の日から満 5 0 年		
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社		平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日 登 記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社		平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日 登 記
重要財産委員会に に関する事項	<u>重要財産委員会設置</u>	平成 1 6 年 6 月 2 7 日 設 置	平成 1 6 年 7 月 9 日 登 記
特別取締役に関す る事項	特別取締役による議決の定めがある		平成 1 8 年法務省令第 1 5 号 の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日 登 記
登記記録に関する 事項	設 立		平成 1 5 年 1 1 月 1 日 登 記

3 支配人登記の移行

支店所在地にて行う移行の登記

支配人に関する事項	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地</u> <u>甲 野 太 郎</u> <u>営業所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号</u>	平成18年 5月 1日平成 17年法律第87号第136 条の規定により移記抹消
-----------	---	---

本店所在地にて行う移行の登記

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地 甲 野 太 郎 営業所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	平成18年 5月 1日平成 17年法律第87号第136 条の規定により移記
-----------	--	---

4 支店所在地における登記

(1) 履歴事項証明書として出力した場合

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	<u>官報及び東京都において発行される日本新聞に掲載してする</u>
会社成立の年月日	平成15年11月1日
目 的	<u>1 家庭電器用品の製造及び販売</u> <u>2 家具、什器類の製造及び販売</u> <u>3 光学機械の販売</u> <u>4 前各号に附帯する一切の事業</u>
発行する株式の総数	<u>4000株</u>
発行済株式の総数 並びに種類及び数	<u>発行済株式の総数</u> <u>1000株</u>
資本の額	<u>金5000万円</u>
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない</u>
名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	<u>東京都中央区日本橋通一丁目1番1号</u> <u>大和信託株式会社本店</u>
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>
	<u>取締役</u> <u>乙 野 次 郎</u>
	<u>取締役</u> <u>丙 野 五 郎</u>
	<u>東京都大田区東蒲田二丁目3番1号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲 野 太 郎</u>
	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> <u>代表取締役</u> <u>乙 野 次 郎</u>

	<u>監査役</u> <u>丁 野 六 郎</u>
	<u>監査役</u> <u>戊 野 七 郎</u>
支 店	1 大阪市北区若松町 1 5 番地
	2 <u>名古屋市中区三の丸四丁目 3 番 1 号</u>
	3 <u>横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地</u>
	4 <u>東京都田無市本町四丁目 1 6 番 2 4 号</u>
存立時期	<u>会社成立の日から満 5 0 年</u>
登記記録に関する 事項	設立 平成 1 5 年 1 1 月 1 日 登記

(2) 現在事項証明書として出力した場合

商 号	第一電器株式会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号
会社の成立年月日	平成 1 5 年 1 1 月 1 日
支 店	1 大阪市北区若松町 1 5 番地

5 委員会設置会社に関する職権登記

(1) 委員会等設置会社として設立された会社についての経過措置

委員会設置会社に関する事項	<u>委員会等設置会社</u>
	委員会設置会社 平成18年法務省令第15号の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	設立 平成15年5月1日登記

(2) 設立後に委員会等設置会社となった会社についての経過措置

委員会設置会社に関する事項	<u>委員会等設置会社</u> 平成15年6月27日設定 平成15年7月9日登記
	委員会設置会社 平成18年法務省令第15号の規定により平成18年5月1日登記

6 種類株式に関する経過措置

利益をもってする株式の消却について定めのある種類株式が取得条項付株式とみなされた場合及び種類株主総会の決議があることを必要とするもの等について定款の定めがある場合（通達第8部第1の2（2））

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 9万株 優先株式 4万株 1. 優先配当金 (略) 1. 優先株式の消却 優先株式については、発行に際して取締役会の決議で定める時期及び価額で、当該優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。 普通株式 9万株 優先株式 4万株 1. 優先配当金 (略) 1. 優先株式の取得請求権に関する事項 優先株式の株主は、設立の日から満5年間、当会社に対して当該優先株式の取得を請求することができる。 当会社は、優先株式1株を取得するのと引換えに、当該株主に対し、次のとおり普通株式を交付する。 転換の条件 イ. 転換比率 転換比率は4.000とする。 ロ. 転換比率の調整 本優先株式発行後、転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。場合には、前記イの転換比率は、下記算式（以下「転換比率調整式」という。）により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 調整後 調整前 転換比率 = 転換比率 × $\frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ 1株当たり時価 ハ. 転換により発行すべき普通株式 転換により発行する普通株式数 = $\frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{転換比率}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ 1. 優先株主総会の議決に関する事項 新たに配当優先株式を発行しようとする場合には、優先株主総会の議決を経なければならない。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月 8日登記
転換予約権付株式 の発行に関する定 め	優先株式の株主は、当該優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換予約権付株式の転換の条件及び転換請求期間（定款に定めのない場合）	<u>優先株式についての転換の定め</u> <u>1. 転換の条件</u> <u>イ. 転換比率</u> 転換比率は4. 0 0 0とする。 <u>ロ. 転換比率の調整</u> 本優先株式発行後、転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。場合には、前記イの転換比率は、下記算式（以下「転換比率調整式」という。）により計算される転換比率に調整される。調整後転換比率は小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 $\frac{\text{調整後 転換比率}}{\text{調整前 転換比率}} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行 1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$ <u>ハ. 転換により発行すべき普通株式</u> $\text{転換により発行する普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため提出した優先株式数} \times \text{転換比率}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行 1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$ <u>ニ. 転換の請求をすることのできる期間</u> 設立の日から満5年間
種類株主総会の決議を要する事項に関する定め	<u>新たに配当優先株式を発行しようとする場合には、優先株主総会の議決を経なければならない。</u>

7 新株予約権に関する経過措置

(1) 取得条項付新株予約権の登記（通達第8部第1の2（3））

新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 100株 なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式は1株とする。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 10万円 ただし、当社が時価を下回る払込金額で新株を発行する場合（新株予約権の行使による場合を除く）には、次の算式により調整される。調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{新発行} \\ & \text{株式数} & \text{株式数} \times \text{1株当たり} \\ & + & \text{払込金額} \\ \hline & \text{株式数} & \text{1株当たり時価} \end{array}$ $\text{調整後} \quad \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{払込金額} = \text{払込金額}}$ また、払込金額は、株式の分割又は併合の際にも適宜調整される。 新株予約権を行使することができる期間 平成14年8月1日から平成22年3月31日まで 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 <u>新株予約権者が新株予約権を行使する前に当社の役職員の地位を失ってから5年が経過した場合、当社は当該新株予約権の全部を無償で消却することができる。</u> （会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件） 新株予約権者が新株予約権を行使する前に当社の役職員の地位を失ってから5年が経過した場合、当社は当該新株予約権の全部を無償で取得することができる。 平成18年5月1日変更 平成18年5月8日登記 平成14年 7月 8日登記
-------	---

〔注〕 施行前にされた新株予約権の登記では、取得条項付新株予約権に関する事項は、新株予約権の消却事由の項目の中で括弧書きで表示することとする。

(2) 転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の登記（通達第8部第1の2（4））

新株予約権	第1回転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 10000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その行使により当社が発行する当社普通株式の数は、行使された新株予約権に係る社債の発行価額の総額を下記の転換価額で除した数とする。ただし、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 ①行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権1個の行使に際して払込みをすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、金462円とする。 ②転換価額等の調整 当社は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、転換価額を次に定める算式をもって調整する。次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数（ただし、当社の有する当社普通株式を控除した数とする。）をいう。 $\text{調整後 調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たりの} \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たりの} \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時 価}}} = \text{転換価額}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 （新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法） ①行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権1個の行使に際して払込みをすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、金462円とする。 ②転換価額等の調整 当社は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、転換価額を次に定める算式をもって調整する。次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数（ただし、当社の有する当社普通株式を控除した数とする。）をいう。 $\text{調整後 調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たりの} \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たりの} \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時 価}}} = \text{転換価額}$ また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は
--------------	---

	当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 （金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額） 新株予約権 1 個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。 平成 1 8 年 5 月 1 日変更 平成 1 8 年 5 月 8 日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が 1 億円以上である場合に行使することができる。
	平成 1 7 年 7 月 4 日登記

〔注〕 施行前にされた新株予約権の登記では、新株予約権の行使に際してする現物出資に関する事項は、その行使に際して出資される財産の価額の項目と並んで、括弧書きで表示することとする。この際、「各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」として従前登記されていた事項は、職権で（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法）と括弧書きを付した上で記録することを要する。

(1) 監査役設置会社である旨及び社外監査役である旨の登記（通達第8部第1の2（5））

監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 5月 8日登記
--------------------	----------	---------------

役員に関する事項	会計監査人	山 田 花 子	
			平成１８年　５月　８日会計 監査人の登記

会計監査人設置会社に関する事項	平成 18 年 5 月 8 日 登記
-----------------	--------------------------

監査役の退任の登記（通達第8部第1の2（7））

– 235 –

第 2 特例有限会社に関する経過措置

1 施行前の登記

商 号	第一電器有限会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号
会社成立の年月日	平成 1 2 年 1 0 月 1 日
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
出資 1 口の金額	金 1 0 0 0 円
資本の総額	金 5 0 0 万円
役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 5 号 取締役 甲 野 太 郎
支 店	1 大阪市北区若松町 1 5 番地
存立時期	会社成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する事項	設立 平成 1 2 年 1 0 月 1 日登記

2 施行後の登記

商 号	第一電器有限会社
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
会社成立の年月日	平成12年10月1日
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	5000株 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5000株 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
出資1口の金額	<u>金1000円</u>
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会 社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認し たものとみなす。 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目3番5号 取締役 甲 野 太 郎
支 店	1 大阪市北区若松町15番地
存続期間	会社成立の日から満50年
登記記録に関する 事項	設立 平成12年10月 1日登記

3 公告をする方法に関する職権登記

- (1) 整備法第136条第16項第3号に基づく職権登記（施行前に合併等の公告方法を電子公告とする旨を定款上定めていた場合）

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-denkai.co.jp/koukoku/index.html	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
---------	--	-------------------------------------

〔注〕 施行前に合併等の公告方法を日刊新聞紙とする旨定款上定めている場合も、同様である。

会社が合併等の公告をする方法	電子公告の方法により行う。 <u>http://www.dai-ichi-denkai.co.jp/koukoku/index.html</u>	
----------------	---	--

〔注〕 この登記をした際に、従来の合併等の公告方法の登記を職権で抹消する（下線の付与）。

- (2) 整備法第136条第16項第3号に基づく職権登記（施行前に合併等の公告方法を定款上定めていない場合）

公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
---------	-----------	-------------------------------------

- (3) 整備法第136条第16項第3号に基づく職権登記（施行前に合併及び分割の公告方法でそれぞれ異なる公告方法を定款上定めている場合。整備法第5条第4項）

公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
---------	-----------	-------------------------------------

4 株式会社への商号変更を行う場合

(1) 株式会社についてする設立の登記（整備法第46条，会社法第911条）

商 号	第一電器株式会社	
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成12年10月1日	
目 的	1 家庭電器用品の製造及び販売 2 家具、什器類の製造及び販売 3 光学機械の販売 4 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	5000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5000株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を第三者へ譲渡する場合は、当会社の承認がなければ譲渡することができない	
役員に関する事項	取締役 甲 野 太 郎	平成12年10月 1日就任
	東京都千代田区霞が関一丁目3番5号 代表取締役 甲 野 太 郎	
支 店	1 大阪市北区若松町15番地	
存続期間	会社成立の日から満50年	
登記記録に関する事項	平成19年10月1日第一電器有限会社を商号変更し，移行したことにより設立 平成19年10月 1日登記	

(2) 特例有限会社の解散の登記（整備法第46条）

登記記録に関する事項	平成19年10月1日東京都中央区京橋一丁目1番1号第一電気株式会社に商号変更し、移行したことにより解散 平成19年10月 1日登記 平成19年10月 1日閉鎖
------------	---

5 有限会社の種類株の例（通達第8部第2の2（2））

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>60株</u>	
	発行済株式の総数 60株 各種の株式の数 普通株式 40株 優先株式 20株	平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月 8日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式 40株 優先株式 20株 1. 優先配当金 利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）に対し普通株式を有する株主（以下普通株主という）に先立ち、1株につき5万円を支払う。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 5月 8日登記	

第 3 合名会社及び合資会社に関する経過措置

1 施行前の登記

商 号	合名会社横浜木材商店
本 店	横浜市中区山下町 3 7 番地の 9
会社成立の年月日	平成 1 2 年 1 0 月 1 日
目 的	1 木材の販売 2 上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目 1 0 番地 社員 甲 野 太 郎
	横浜市中区本牧町二丁目 2 0 番地 社員 乙 野 次 郎
	横浜市中区山下町 1 5 番地 社員 丙 野 五 郎
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 神奈川県横須賀市日の出町一丁目 4 番地
存立時期	会社成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する事項	設立 平成 1 2 年 1 0 月 1 日登記

2 施行後の登記

商 号	合名会社横浜木材商店
本 店	横浜市中区山下町 3 7 番地の 9
公告をする方法	官報に掲載してする 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記
会社成立の年月日	平成 1 2 年 1 0 月 1 日
目 的	1 木材の販売 2 上記に附帯する一切の事業
社員に関する事項	横浜市中区本町二丁目 1 0 番地 社員 甲 野 太 郎
	横浜市中区本牧町二丁目 2 0 番地 社員 乙 野 次 郎
	横浜市中区山下町 1 5 番地 社員 丙 野 五 郎
	代表社員 甲 野 太 郎
支 店	1 神奈川県横須賀市日の出町一丁目 4 番地
存続期間	会社成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する事項	設立 平成 1 2 年 1 0 月 1 日登記

3 公告をする方法に関する職権登記

- (1) 整備法第136条第10項に基づく職権登記（施行前に合併の公告をする方法を電子公告とする旨を定款上定めていた場合）

公告をする方法	電子公告の方法により行う。 http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/index.html	----- 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
---------	---	--

〔注〕 施行前に合併の公告をする方法を日刊新聞紙とする旨を定款上定めている場合も、同様である。

会社が合併の公告をする方法	<u>電子公告の方法により行う。</u> <u>http://www.dai-ichi-denki.co.jp/koukoku/index.html</u>
---------------	---

〔注〕 職権による登記をした際に、従来の合併の公告をする方法の登記を職権で抹消する（下線の付与）。

- (2) 整備法第136条第10項に基づく職権登記（施行前に合併の公告をする方法を定款上定めていない場合）

公告をする方法	官報に掲載してする	----- 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
---------	-----------	--

第 4 外国会社に関する経過措置

1 外国会社の公告方法の例（通達第 8 部第 4 の 2（2））

公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載して する。 平成 1 8 年 5 月 8 日 登記
---------	---

2 外国会社の支配人の例（他の営業所でする場合 通達第 8 部第 4 の 2（3））

支配人に関する事項	東京都千代田区神田駿河台四丁目 2 番地 甲 野 太 郎	
	営業所 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号	平成 1 8 年 5 月 8 日 登記